

一般廃棄物処理事業のまとめ
(令和元年度)

静岡県

目 次

1	ごみ処理	
(1)	概 要	1
(2)	排 出 状 況	3
(3)	収 集 状 況	6
(4)	処 理 状 況	8
(5)	処 理 経 費	10
(6)	ごみ処理施設の概要	11
(7)	ごみ処理施設等一覧（焼却施設、焼却以外の中間処理施設、最終処分場）	12
2	し尿処理	
(1)	概 要	25
(2)	排 出 状 況	28
(3)	収 集 状 況	29
(4)	処 理 状 況	30
(5)	処 理 経 費	31
(6)	し尿処理施設の状況	32
(7)	し尿処理施設等一覧（し尿処理施設、コミュニティプラント）	33
3	浄化槽	
(1)	浄化槽の設置状況	35
(2)	浄化槽の保守点検	41
(3)	浄化槽の清掃	43
(4)	浄化槽の法定検査	44
(5)	合併処理浄化槽設置整備事業	48
4	ごみ・し尿の収集体制	
(1)	市町の収集体制	61
(2)	市町の委託・許可件数	61
(3)	市町等の従事職員数	62
(4)	収 集 手 数 料	63
	家庭系ごみ、事業系ごみの処理料金の徴収状況について	
5	処理施設等の整備	
(1)	概 要	66
(2)	国庫補助による施設整備	66
(3)	循環型社会形成推進交付金の概要	66

資料編

I ごみ

1	計画処理地域の状況	7 4
2	ごみ処理の概要	7 5
	(1) 処理形態	
	(2) 手数料徴収状況	
3	ごみ収集の状況	8 1
	(1) 収集方式、回数の状況	
	(2) 収集形態別収集量	
4	排出形態別ごみ量	8 9
5	ごみ処理の状況	9 0
	(1) 焼却処理	
	(2) 焼却以外の中間処理	
	(3) 最終処分	
	(4) 資源化の状況	
	(5) 資源化率・リサイクル率	
6	市町別1人1日当たりのごみ排出量	9 9

II し尿

1	計画処理区域の状況	1 0 2
2	し尿処理料金の状況	1 0 3
3	し尿収集の状況	1 0 4
4	し尿処理の状況	1 0 5
5	市町別汚水衛生処理率	1 0 6

III 収集体制

1	廃棄物処理事業従事職員数（ごみ、し尿）	1 0 8
2	許可・委託件数、一般廃棄物処理事業者数	1 0 9
3	収集運搬機材（ごみ、し尿）	1 1 1

IV 廃棄物処理事業経費

1	歳入（ごみ・し尿）	1 1 6
2	歳出（ごみ）	1 1 8
3	歳出（し尿）	1 2 0

V その他

	・市町ごみ減量化事業一覧	1 2 4
	・一般廃棄物処理基本計画等の策定	1 2 8
	・ごみ袋の指定状況（家庭系）	1 2 9
	・使用済乾電池及び蛍光灯の処理状況	1 3 0
	・ごみ・し尿処理事業主体別区分	1 3 1
	・一般廃棄物担当窓口一覧	1 3 3

1 ごみ処理

(1) 概 要

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のごみであって、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみがある。

令和元年度における県内のごみ(一般廃棄物)総排出量は、1,201,647t(3,283t/日)で、その内訳は市町等の計画収集量が86.0%(可燃ごみ等：85.3%、粗大ごみ：0.8%)、その他は、直接搬入ごみ10.3%、集団回収資源ごみ3.6%となっている。

1人1日当たりの排出量は885gとなっている。

総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量(新基準：平成17年度実績から)

計画収集量：市町の策定するごみ処理計画に従って市町等（市町・一部事務組合の直営、委託業者、許可業者）が収集する量をいう。

直接搬入量：計画収集によらず直接、処理施設又は最終処分場（埋立処分場）に搬入される量をいう。

集団回収量：市町からの補助金等の交付を受けるか、又は場所の提供を受けて自治会、学校等で行う資源ごみの集団回収された量をいう。

【参考】 総排出量(旧基準)＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

自家処理量：計画収集される以外の家庭系一般廃棄物で、ごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいう。

計画処理区域の状況

総人口(人)		3,711,481	100.0%
内訳	計画収集人口(人)	3,711,481	100.0%
	自家処理人口(人)	0	0.0%

(注) 人口は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳による。

平成24年度集計から外国人人口を含む。

ごみ処理の内訳としては、焼却施設搬入83.4%、焼却以外の中間処理施設搬入9.3%、直接埋立0.4%、直接資源化3.4%などとなっている。

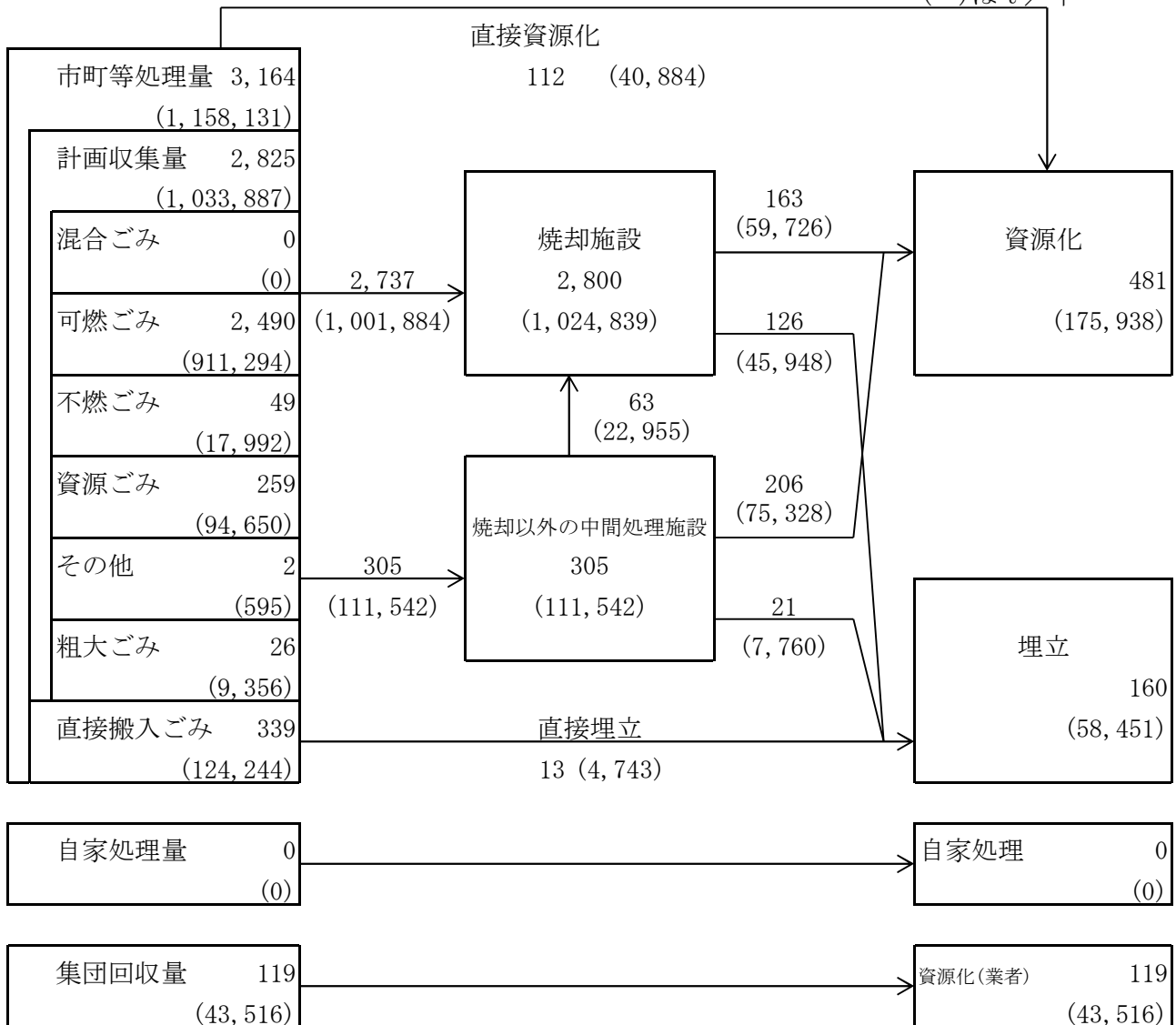
市町による資源化率は15.2%であるが、この他に市町の支援を受けた学校や自治会等の民間団体による資源回収量が43,516 tとなっている。

ごみ処理の状況（流れ）

（令和元年度）

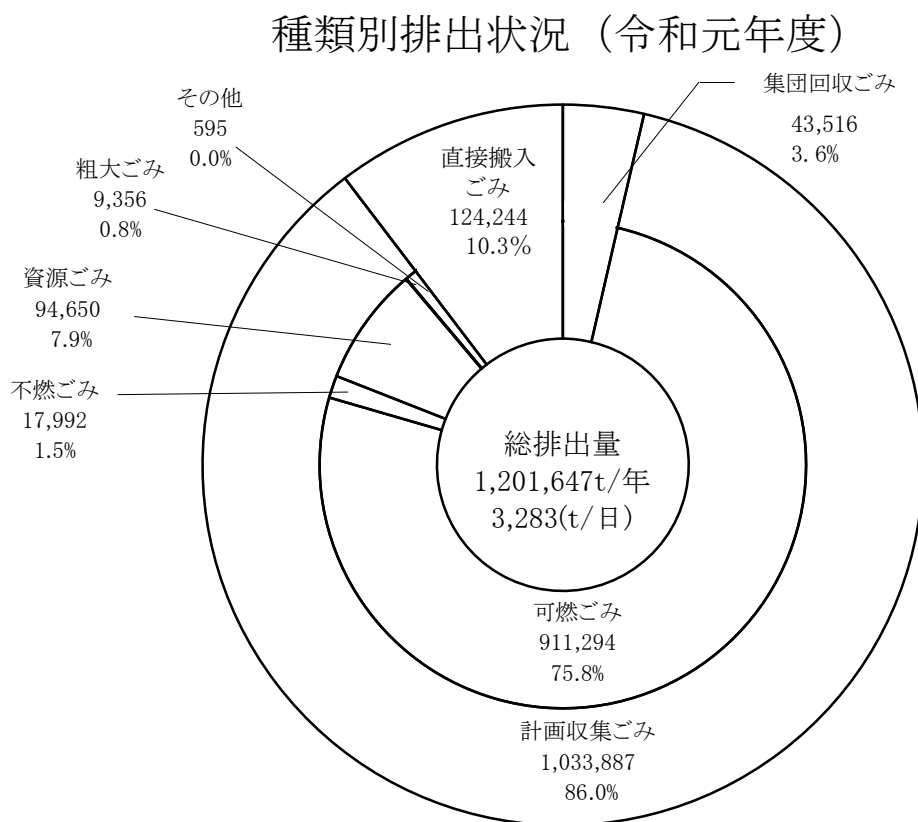
単位：t／日

（ ）はt／年



(2) 排出状況

令和元年度におけるごみの排出状況（排出内訳及び総排出量）は、次の円グラフのとおりである。



1人1日当たりの排出量 (g/人・日)

$$= \frac{\text{総排出量 (t/年)}}{\text{総人口 (人)} \times 366 \text{ (日)}} \times 10^6 = \frac{1,201,647}{3,711,481 \times 366} \times 10^6$$

$$= 885 \text{ (g/人・日)}$$

また、一般家庭において日常生活から生じるごみの総排出量を計画収集量と集団回収量の合計とすると、1人1日当たりの排出量は、

$$= \frac{\text{計画収集量 (t/年)} + \text{集団回収量 (t/年)}}{\text{総人口 (人)} \times 366 \text{ (日)}} \times 10^6 = \frac{1,033,887 + 43,516}{3,711,481 \times 366} \times 10^6$$

$$= 793 \text{ (g/人・日)}$$

令和元年度におけるごみの総排出量(新基準)は、前年度に比べて3,830t(0.3%)減少した。
17年度実績から環境省の総排出量の定義が変更されたため、16年度以前を再計算した。

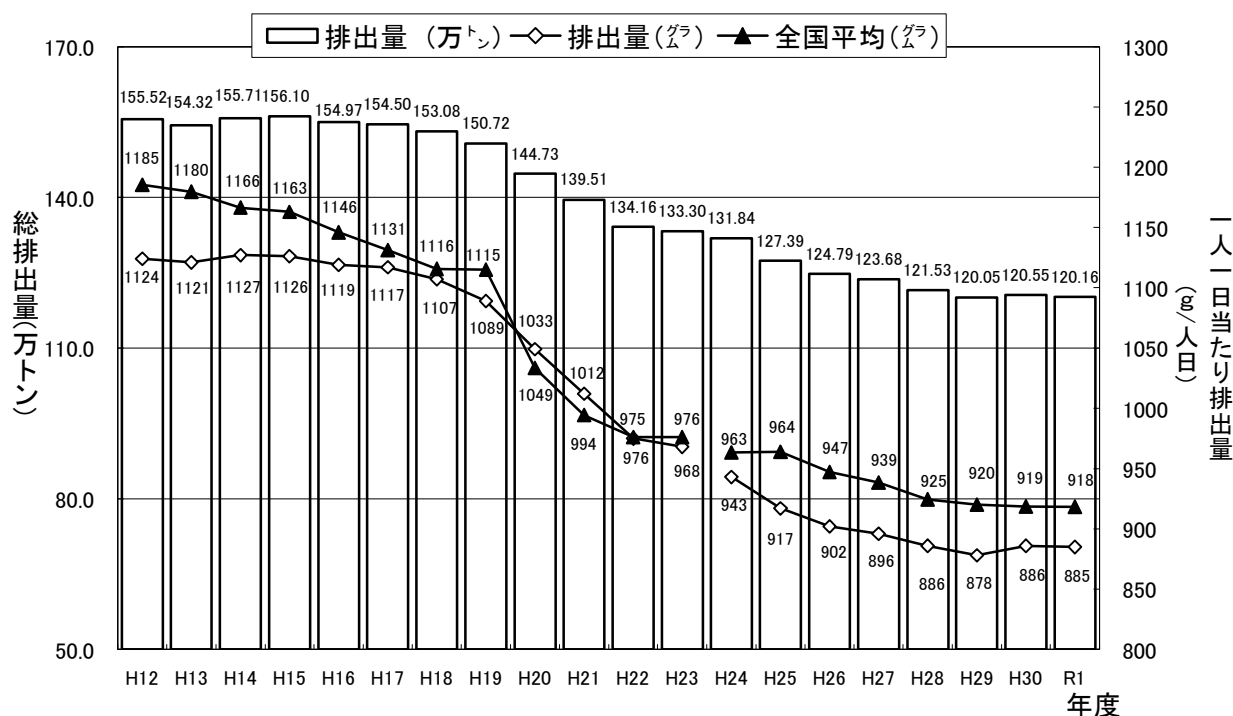
※【総排出量(新基準)】 = 【計画収集量】 + 【直接搬入量】 + 【集団回収量】

ごみ総排出量の推移(新基準)

年度	総人口(人)	伸び	総排出量				日常生活から生ずるごみ総排出量 (排出量=計画収集量+集団回収量)			
			排出量(t/年)	伸び	1人1日排出量(g)	全国平均(g)	排出量(t/年)	伸び	1人1日排出量(g)	全国平均(g)
H12	3,791,083	100	1,555,172	100	1,124	1,185	1,381,775	100	999	1,069
H13	3,773,100	100	1,543,238	99	1,121	1,180	1,369,264	99	994	1,065
H14	3,783,742	100	1,557,050	100	1,127	1,166	1,389,272	101	1,006	1,055
H15	3,788,038	100	1,560,960	100	1,126	1,163	1,400,863	101	1,010	1,047
H16	3,795,274	100	1,549,743	100	1,119	1,146	1,391,101	101	1,004	1,031
H17	3,790,221	100	1,544,983	99	1,117	1,131	1,388,957	101	1,004	1,022
H18	3,790,116	100	1,530,793	98	1,107	1,116	1,387,457	100	1,003	1,013
H19	3,780,805	100	1,507,210	97	1,089	1,115	1,364,328	99	986	979
H20	3,781,220	100	1,447,340	93	1,049	1,033	1,312,760	95	951	943
H21	3,777,633	100	1,395,147	90	1,012	994	1,247,746	90	905	912
H22	3,770,601	99	1,341,568	86	975	976	1,207,334	87	877	894
H23	3,762,094	99	1,332,970	86	968	976	1,206,657	87	876	896
H24	3,828,432	101	1,318,353	85	943	963	1,192,037	86	853	885
H25	3,807,508	100	1,273,877	82	917	964	1,160,344	84	835	878
H26	3,789,470	100	1,247,886	80	902	947	1,134,823	82	820	868
H27	3,772,151	100	1,236,820	80	896	939	1,126,564	82	816	859
H28	3,758,591	99	1,215,286	78	886	925	1,105,365	80	806	846
H29	3,745,448	99	1,200,491	77	878	920	1,091,569	79	798	842
H30	3,728,124	98	1,205,477	78	886	919	1,091,396	79	802	838
R1	3,711,481	98	1,201,647	77	885	918	1,077,403	78	793	836

※平成24年度から総人口に外国人を含む。

総排出量と1人1日当たりの排出量の推移(新基準)



(参考)総排出量を旧基準により算出した。

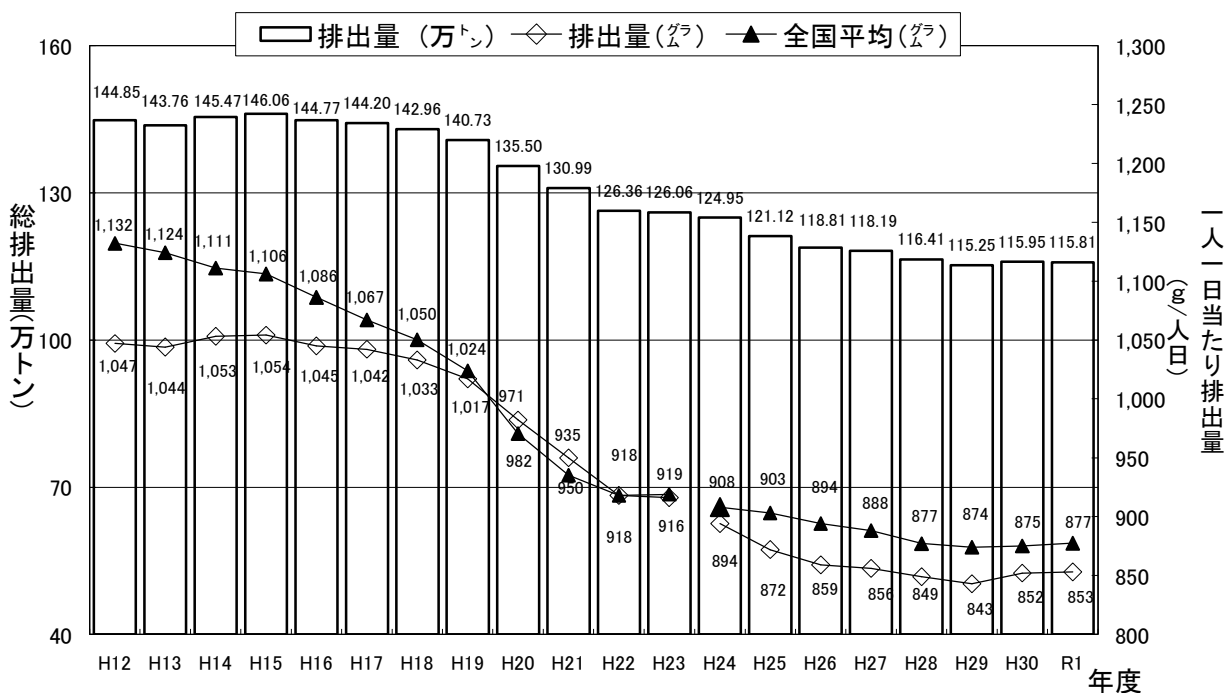
※【総排出量(旧基準)】 = 【計画収集量】 + 【直接搬入量】 + 【自家処理量】

ごみ総排出量の推移【旧基準】

年度	総人口 (人)	伸び	総排出量				日常生活から生ずるごみ総排出量 (排出量=計画収集量+自家処理量)			
			排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)	排出量 (t/年)	伸び	1人1日 排出量(g)	全国平均 (g)
H12	3,791,083	100	1,448,504	100	1,047	1,132	1,275,107	100	922	1,016
H13	3,773,100	100	1,437,603	99	1,044	1,124	1,263,629	99	918	1,009
H14	3,783,742	100	1,454,749	100	1,053	1,111	1,286,971	101	918	999
H15	3,788,038	100	1,460,636	101	1,054	1,106	1,300,539	102	938	990
H16	3,795,274	100	1,447,743	100	1,045	1,086	1,289,101	101	928	971
H17	3,790,221	100	1,442,041	100	1,042	1,067	1,286,015	101	930	958
H18	3,790,116	100	1,429,641	99	1,033	1,050	1,286,305	101	930	947
H19	3,780,805	100	1,407,307	97	1,017	1,024	1,264,425	99	914	914
H20	3,781,220	100	1,355,030	94	982	971	1,220,450	96	884	880
H21	3,777,633	100	1,309,925	90	950	935	1,162,524	91	843	852
H22	3,770,601	99	1,263,606	87	918	918	1,129,372	89	821	836
H23	3,762,094	99	1,260,634	87	916	919	1,134,321	89	824	838
H24	3,828,432	101	1,249,467	86	894	908	1,123,151	88	804	—
H25	3,807,508	100	1,211,164	84	872	903	1,097,631	86	790	—
H26	3,789,470	100	1,188,103	82	859	894	1,075,040	84	777	—
H27	3,772,151	100	1,181,907	82	856	888	1,071,651	84	776	—
H28	3,758,591	99	1,164,100	80	849	877	1,054,179	83	768	—
H29	3,745,448	99	1,152,547	80	843	874	1,043,625	82	763	—
H30	3,728,124	98	1,159,546	80	852	875	1,045,465	82	768	—
R1	3,711,481	98	1,158,131	80	853	877	1,033,887	81	761	—

※平成24年度から総人口に外国人を含む。

総排出量と1人1日当たりの排出量の推移(旧基準)



(3) 収集状況

ごみの収集は、市町等（直営、委託業者、許可業者）が、ごみを一定の種類に分別して収集しており、86%の市町が「可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源ごみ」の3種類に大別している。

ア 分別収集区分（市町数）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
分別					
可燃＋不燃	0	0	0	0	0
可燃＋資源	5	5	5	5	5
可燃＋不燃＋資源	30	30	30	30	30

イ ごみの分別数（市町数）

分別数	～3	4～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～21	22～24	25～
市町数	0	1	3	7	3	8	6	7	0

ウ 収集形態別収集量

令和元年度の収集状況を収集形態別の重量で見ると、直営が9%、委託63%、許可28%となっており、委託による収集量が過半数となっている。

(単位：t/年)

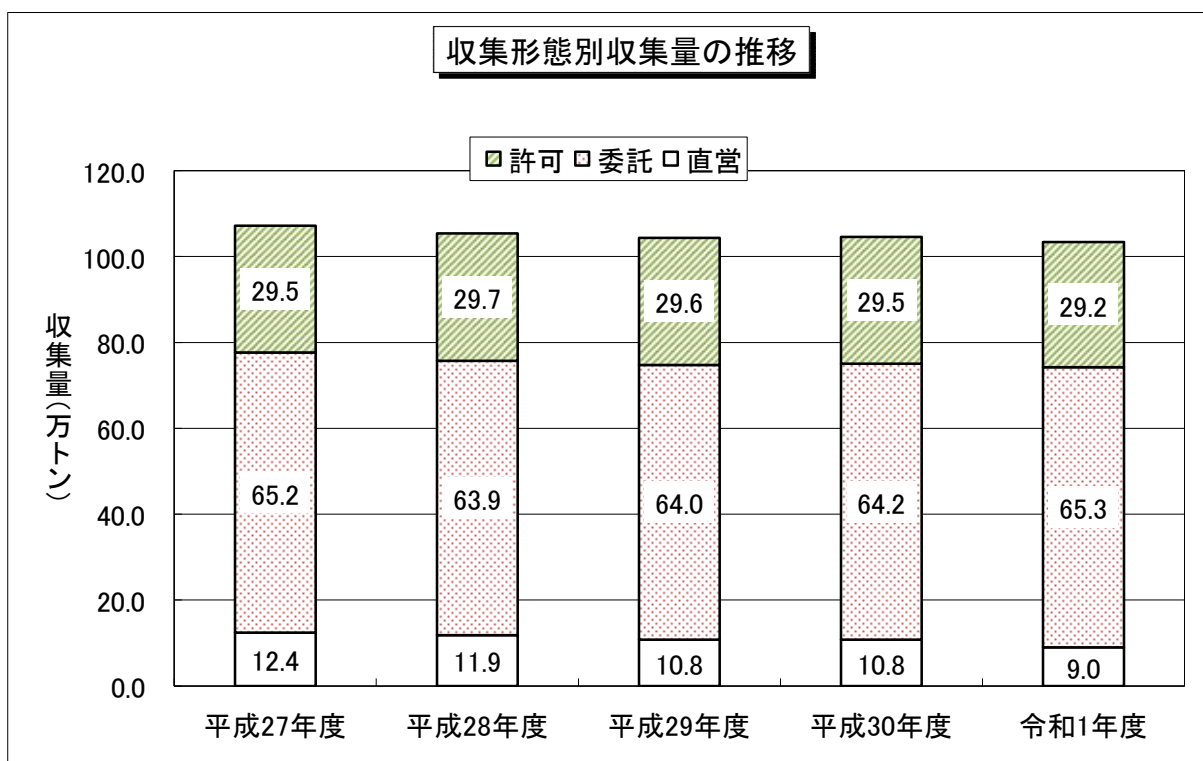
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	計 (%)
総収集量		911,294	17,992	94,650	595	9,356	1,033,887 100
内	直営	62,019	4,416	16,950	90	6,292	89,767 9
	委託	570,433	12,957	68,072	232	971	652,665 63
	許可	278,842	619	9,628	273	2,093	291,455 28

収集形態別収集量の推移

(単位：t/年)

収集形態	年度 (平成)	27	28	29	30	(令和)
						1
直 営		124,394 (11.6%)	118,535 (11.2%)	107,685 (10.3%)	108,059 (10.3%)	89,767 (8.7%)
委 託		652,230 (60.9%)	638,779 (60.6%)	640,162 (61.3%)	642,443 (61.5%)	652,665 (63.1%)
許 可		294,985 (27.5%)	296,823 (28.2%)	295,778 (28.3%)	294,963 (28.2%)	291,455 (28.2%)
合 計		1,071,609	1,054,137	1,043,625	1,045,465	1,033,887
対27年度比		100	98	97	98	96

(平成27年度=100)



(4) 処理状況

令和元年度におけるごみ処理状況は、全排出量の96.4%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、焼却処理83.3%、焼却以外の中間処理9.3%、直接埋立0.4%、直接資源化3.4%となっており、市町等処理以外では43,516 tが集団回収により資源化されている。

また、焼却により生じた残渣45,948t(126t/日)は埋立処分されている。

方法別処理状況

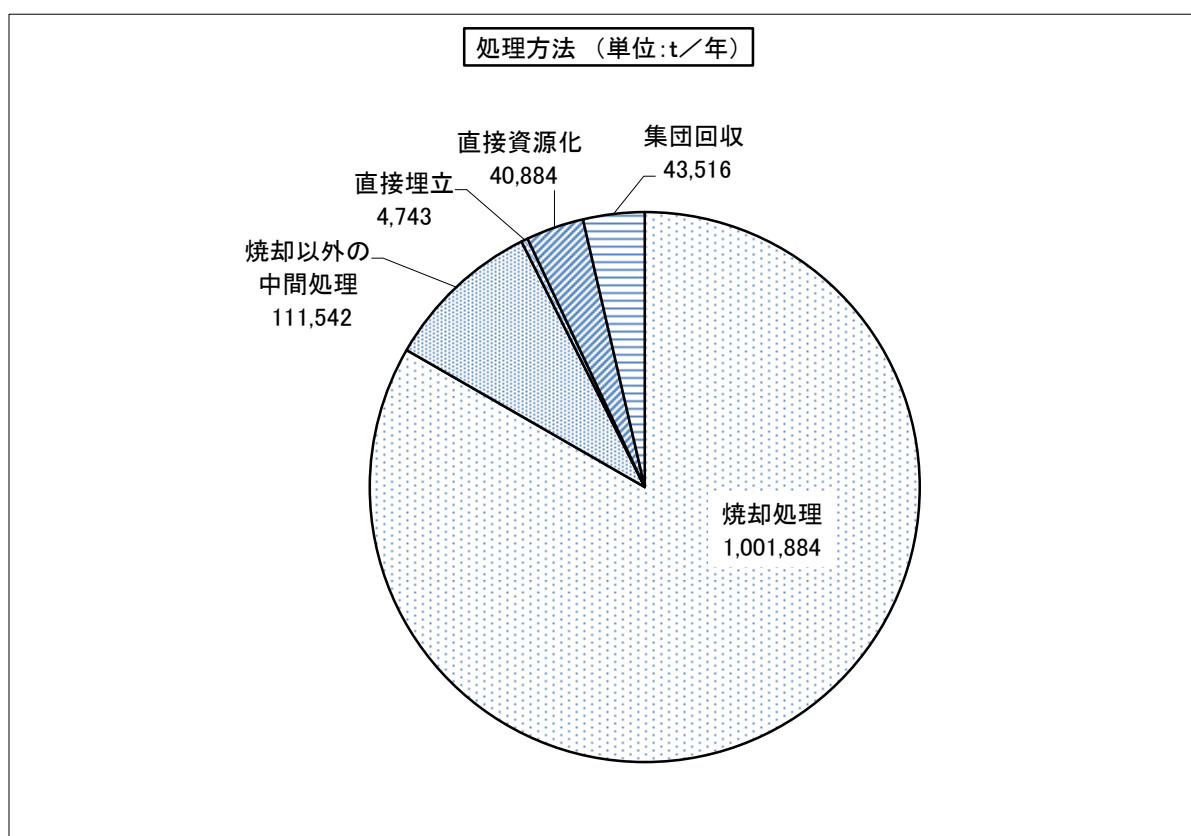
(単位：t/年)

焼却処理	焼却以外の中間処理	直接埋立	直接資源化	合計
1,001,884	111,542	4,743	40,884	1,159,053
(83.3%)	(9.3%)	(0.4%)	(3.4%)	(96.4%)

*この他に集団回収量

43,516 t/年

(3.6%)

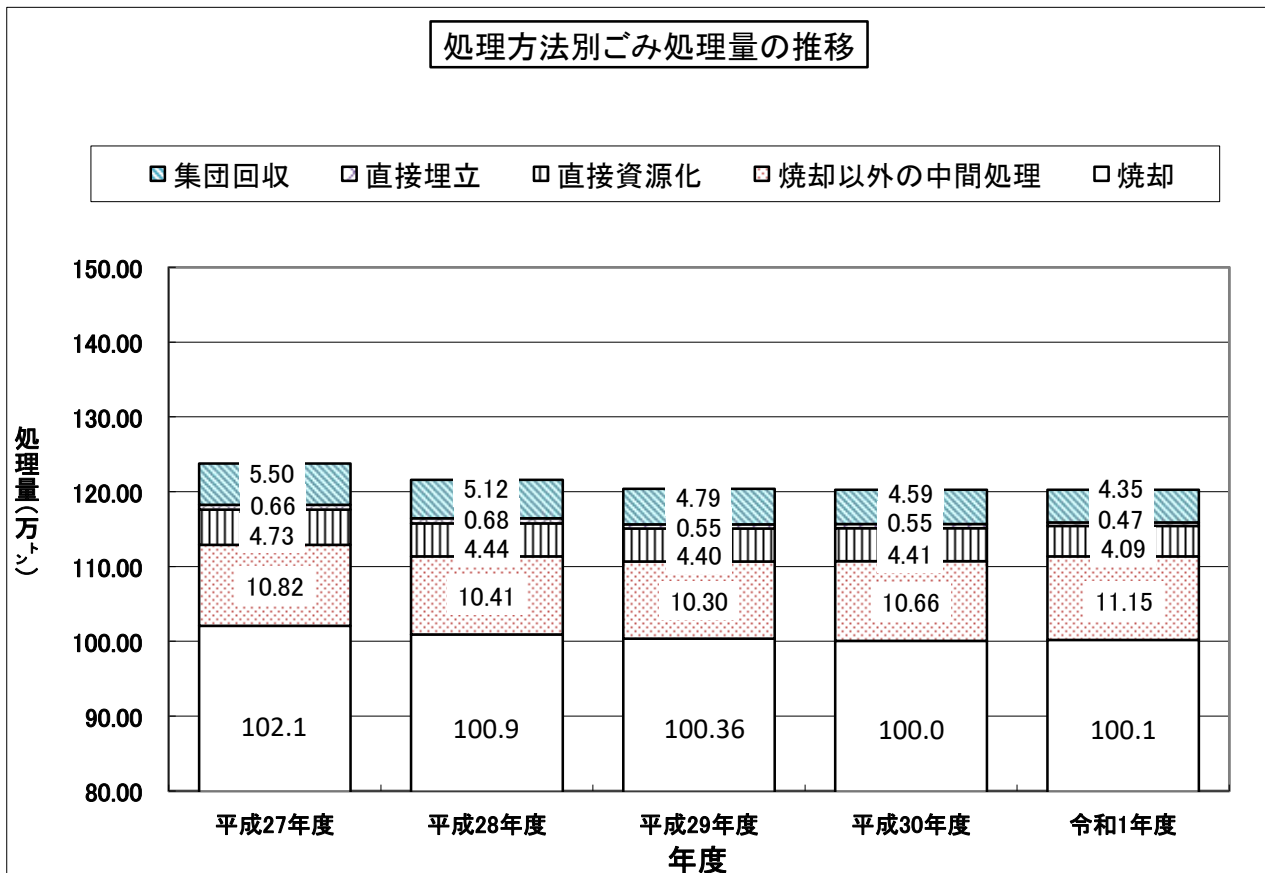


処理方法別ごみ処理量の推移

(単位：t/年)

処理形態	年度 (平成)	27	28	29	30	(令和)
						1
焼却		1,020,509 (82.5%)	1,009,245 (83.0%)	1,003,564 (83.4%)	1,000,450 (83.2%)	1,001,884 (83.3%)
焼却以外の 中間処理		108,179 (8.7%)	104,087 (8.6%)	103,011 (8.6%)	106,592 (8.9%)	111,542 (9.3%)
直接資源化		47,265 (3.8%)	44,430 (3.7%)	44,035 (3.7%)	44,086 (3.7%)	40,884 (3.4%)
直接埋立		6,590 (0.5%)	6,787 (0.6%)	5,481 (0.5%)	5,484 (0.5%)	4,743 (0.4%)
集団回収		54,955 (4.4%)	51,228 (4.2%)	47,944 (4.0%)	45,931 (3.8%)	43,516 (3.6%)
合計		1,237,498	1,215,777	1,204,035	1,202,543	1,202,569
対27年度比		100	98	97	97	97

(平成27年度=100)



(5) 処理経費

廃棄物処理事業費は、処理施設の建設に係る建設・改良費と処理・維持管理費に分けられる。令和元年度のごみ処理費は、施設の減価償却費を考慮すると1 t当たり37,181円で、前年度に比べ2.5%減少している。また、年間1人当たりの処理費は11,602円となっている。

処理経費

(単位：千円)

区分	項目	建設・改良費	処理・維持管理費			減価償却費	計
			人件費	処理費	その他		
全体経費		19,224,192	8,043,892	30,410,676	437,482		58,116,242
処理経費		—	8,043,892	30,410,676	437,482	4,168,993	43,061,043
	中間処理費	—	1,547,415	19,068,155	—	3,847,946	24,463,516
	最終処分費	—	140,068	2,025,694	—	321,047	2,486,809

※処理経費には収集運搬に係る経費を含む。人件費の振り分けは従事職員数による。

処理単価

区分	1 t 当たりの処理 又は処分費	計画収集人口 1 人当たり の処理又は処分費
処理単価	37,181 円 / t	11,602 円 / 人・年
中間処理単価	21,528 円 / t	6,591 円 / 人・年
最終処分単価	42,545 円 / t	670 円 / 人・年

※中間処理単価=(中間処理費+委託費の内中間処理分)÷中間処理量

最終処分単価=(最終処分費+委託費の内最終処分分)÷最終処分量 最終処分量=埋立量+残渣量

※中間処理量は、直接資源化量を除いている

平成17年度実績から委託費内訳の調査を実施したため、経費按分に加えた。

人件費割合

中間処理に係る人件費の割合	全職員に対する中間処理に従事する職員の比率	19% (=232人/1,206人)
最終処分に係る人件費の割合	全職員に対する最終処分に従事する職員の比率	2% (=21人/1,206人)

減価償却費

施設の耐用年数を10年とし、過去10年間の施設建設費(中間処理施設・最終処分場)年平均を減価償却とした。

施設建設費の推移

(単位：千円)

年度	中間処理施設	最終処分場	年度	中間処理施設	最終処分場
H22	8,628,284	25,570	H27	2,574,335	1,152,341
H23	6,286,312	126,960	H28	1,622,720	69,186
H24	1,469,852	67,899	H29	3,802,726	33,305
H25	3,002,386	433,570	H30	4,326,420	103,750
H26	4,000,384	863,731	R1	2,766,038	334,162
			計	38,479,457	3,210,474

(6) ごみ処理施設の概要

ア 焼却施設

令和元年度において、市町等の設置するごみ焼却施設の数、40施設（総処理能力5,957 t/日）となっている。

施設の稼働率は、令和元年度における焼却施設の焼却量（2,800 t/日）から、47%となっている。

処理方法別焼却施設

区分	ストーカ式			流動床	固定床等	合計
	バッチ	準連続	全連続			
施設数	6	5	15	5	9	40
処理能力(t/日)	149	275	3,464	478	1,592	5,957

※処理能力については、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

イ 焼却以外の中間処理施設

令和元年度において、市町等の設置する焼却以外の中間処理施設の数、41施設（総処理能力1,063 t/日）となっている。

施設の稼働率は、令和元年度における焼却以外の中間処理施設の処理量（305 t/日）から、29%となっている。

施設種別焼却以外の中間処理施設

区分	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	ごみ燃料化施設	その他	合計
施設数	17	23	0	1	41
処理能力(t/日)	775	283	0	5	1,063

*粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破砕、圧縮等の処理及び有価物の選別等を行う施設のことをいう。

*資源化等を行う施設とは、不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む。）で、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、保管施設以外の施設のことをいう。

ウ 最終処分場（埋立処分地）

令和元年度には前年度と比較して、市町等の設置する最終処分場の数は2か所減少して35か所となり、残余容量は4万³m³増加して104万³m³となっている。

埋立可能期間は、令和元年度における埋立量（5.5万³m³）から、18年10月となっている。

最終処分場の概要

処分場設置数	全体埋立容量	年間埋立量	年間埋立量(推計)	残余容量	残余期間
35 か所	342万 ³ m ³	4.5万 t/年	5.5万 ³ m ³	104万 ³ m ³	18年10月

※処分場設置数には、休止中及び稼働していない施設を含む。

※年間埋立量(推計)[³m³] = 年間埋立量[t] / 比重

埋立物の比重は、環境省が使用している0.8163g/cm³を使用

※残余期間 = 残余容量 / 年間埋立量(推計)

No	地区	設置主体	施設名 【 】内は一部事務組合の施設所在地	処理能力 t/日	炉数	使用開始年 (年度)	年間処理量 t/R1年度	資源回収量 t/R1年度	産業廃棄物搬入 の割合%	焼却対象廃棄物								施設の 種類	処理 方式	炉型 式	
										混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	直接 搬入 ごみ	粗大 ごみ 処理 残渣	し尿 処理 残渣	その他				
1	賀茂	下田市	下田市営じん芥処理場	56	2	1982	8,521	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
2		南伊豆町	南伊豆町清掃センター	15	1	1991	3,235	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	バッチ運転
3		松崎町	クリーンピア松崎	16	1	1999	2,344	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
4		西伊豆町	西伊豆町クリーンセンター	45	1	1998	3,248	0	無		○								焼却	流動床式	全連続運転
5		東河環境センター	エコクリーンセンター東河【東伊豆町】	60	2	2002	7,977	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
6	東部	沼津市	沼津市清掃プラント	300	2	1976	57,738	6,097	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
7		熱海市	熱海市エコ・プラント姫の沢	204	2	1999	22,922	2,199	有	90.0	○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
8		熱海市	熱海市初島清掃工場廃棄物焼却炉	1.16	2	2010	123	0	無		○								焼却	固定床式	バッチ運転
9		三島市	三島市清掃センター	180	2	1989	29,345	74	無		○								焼却	流動床式	全連続運転
10		富士宮市	富士宮市清掃センター	240	2	1994	39,132	3,502	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
11		伊東市	伊東市環境美化センター	142	2	1984	31,492	3,219	有	97.1	○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
12		富士市	富士市環境クリーンセンター	300	2	1986	65,689	9,539	有	96.0	○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
13		裾野市	裾野市美化センター	93	2	1988	13,278	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
14		伊豆市	伊豆市清掃センターごみ焼却施設	50	1	1986	6,502	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
15		伊豆の国市	長岡清掃センター	32	1	1981	8,021	0	無		○								焼却	流動床式	全連続運転
16		伊豆の国市	韭山ごみ焼却場	40	1	1974	4,811	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	バッチ運転
17		伊豆の国市	大仁清掃センター	20	2	1979	0	0	無		○								焼却	固定床式	バッチ運転
18		函南町	函南町ごみ焼却場	105	2	2000	13,466	1,526	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
19		長泉町	長泉町塵芥焼却場	150	2	1974	7,701	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
20		御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク 焼却センター【御殿場市】	143	2	2015	31,915	0	有	97.9	○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
21	伊豆市沼津市衛生施設組合	土肥戸田衛生センター【伊豆市】	30	2	1987	3,033	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	バッチ運転	
22	中部	島田市	田代環境プラザ	148	2	2006	31,154	2,130	無		○								ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転
23		志太広域事務組合	一色清掃工場【焼津市】	120	1	1974	16,094	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
24		志太広域事務組合	高柳清掃工場【藤枝市】	255	3	1984	46,735	0	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
25		吉田町牧之原市広域施設組合	清掃センター【牧之原市】	100.5	2	1999	14,576	1,362	無		○								焼却	流動床式	全連続運転
26		牧之原市御前崎市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター【牧之原市】	141	2	1992	13,579	2,076	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
27	西部	磐田市	磐田市クリーンセンター	224	2	2011	40,402	156	無		○								焼却	ストーカー式(可動)	全連続運転
28		湖西市	湖西市環境センター	120	2	1998	0	0	無		○								焼却	流動床式	全連続運転
29		掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー【掛川市】	140	2	2005	32,090	590	有	99.8	○								ガス化溶融・改質	回転式	全連続運転
30		袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター【袋井市】	132	2	2008	35,744	1,652	無		○								ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転

No.	余熱利用の状況				発電の場合			灰処理設備(焼却灰)			灰処理設備(飛灰)			ごみ組成分析結果							単位容積重 kg/m ³	三成分			低位発熱量(計算値) kJ/kg	低位発熱量(実測値) kJ/kg	運転管理の体制	施設の改廃等
	場内温水	場外蒸気	その他	利用無し	発電能力 kW	発電効率 %	総発電量 MWh	セメント処理	薬剤処理	その他	セメント処理	薬剤処理	その他	紙・布類	ビニール・合成樹脂・皮革類	木、竹、わら類	ちゆう介類	不燃物類	その他	水分(%)		可燃分(%)	灰分(%)					
1				○						○	○			45.5	23.4	10.6	14.9	0.9	4.7	238.0	52.8	43.0	4.2	0	6,765	直営		
2	○									○	○			31.3	21.6	9.0	30.5	2.4	5.2	312.0	57.7	37.9	4.4	5,685	7,703	委託		
3				○						○	○			28.2	18.2	14.2	29.9	2.2	7.3	275.0	60.0	34.3	5.7	4,953	0	直営		
4				○						○	○			29.2	17.0	10.7	21.3	2.1	19.7	375.0	60.4	34.2	5.4	4,928	0	直営		
5	○			○							○	○		43.0	28.2	11.5	9.6	4.2	3.5	159.8	44.9	8.4	46.7	7,320	0	直営		
6	○	○								○	○			52.5	15.8	11.3	12.9	0.9	6.6	238.0	52.0	44.1	3.9	6,998	7,939	直営		
7	○									○	○			46.8	25.9	11.5	7.9	1.1	6.8	182.5	43.5	51.2	5.3	0	9,938	委託		
8				○						○			○	51.0	25.5	2.2	16.3	2.0	3.0	131.5	31.4	6.7	61.9	0	12,150	委託		
9	○									○	○			47.5	22.7	14.1	7.1	4.9	3.7	92.1	44.2	9.0	46.8	7,740	7,740	委託		
10	○	○								○		○		30.3	21.7	17.7	11.8	5.0	13.5	320.0	49.2	42.4	8.4	6,738	0	一部委託		
11	○									○			○	38.9	21.1	21.7	8.6	2.3	7.4	258.0	39.1	55.1	5.8	9,410	10,878	一部委託		
12	○	○	○	○	1.1	4.7	8,891	○			○			29.1	14.5	17.5	37.1	1.2	0.6	284.0	46.4	49.7	3.9	0	0	委託		
13				○						○	○			33.5	10.8	17.6	31.7	0.9	5.5	0.0	61.6	35.7	2.7	0	0	一部委託		
14				○						○	○			51.0	18.0	4.0	25.0	1.0	1.0	0.0	51.0	44.0	5.0	0	0	委託		
15				○						○	○			55.8	16.3	8.5	13.7	1.5	4.2	203.3	49.4	46.3	4.3	7,483	8,458	委託		
16				○						○	○			46.3	16.4	15.6	11.7	1.7	8.3	244.2	53.8	5.7	40.5	6,280	7,126	委託		
17				○						○			○	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
18	○									○			○	60.0	9.0	12.0	13.0	1.0	5.0	222.5	55.3	41.2	3.5	0	6,365	委託		
19				○						○	○			59.0	8.0	18.0	9.0	1.0	5.0	238.0	51.0	45.0	4.0	7,095	7,270	委託		
20			○	○	2.5	16.6	14,853			○	○			46.9	30.0	8.4	7.2	1.5	6.0	158.4	42.2	5.4	52.4	8,804	11,128	委託		
21				○	0.0	0.0	0			○	○			29.5	15.0	6.6	38.2	2.2	8.5	280.0	60.9	33.5	5.6	4,780	0	一部委託		
22	○	○	○		2.0	12.2	10,403			○	○			37.2	20.4	15.3	16.3	2.6	8.2	306.0	54.0	39.5	6.5	6,092	8,213	一部委託		
23				○						○				27.6	12.1	31.0	16.7	5.3	7.3	335.0	60.4	34.1	5.5	8,975	0	委託		
24				○						○	○			27.6	12.1	31.0	16.7	5.3	7.3	370.0	58.3	38.5	3.2	8,975	0	委託		
25	○									○	○			42.3	21.3	25.8	7.6	2.0	1.0	0.0	46.5	48.5	5.0	8,054	0	委託		
26	○	○								○	○			44.9	33.9	7.7	12.7	0.0	0.8	0.0	45.0	50.4	4.6	0	8,374	委託		
27	○	○	○	○	3.0	14.3	13,665			○				48.2	20.5	17.8	9.1	2.0	2.4	145.0	42.3	5.9	51.8	8,694	11,141	委託		
28				○					○	○				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
29	○		○		1.7	9.2	9,096			○				43.8	30.0	7.0	8.5	5.0	5.7	120.5	40.7	8.0	51.3	8,650	11,128	委託		
30	○	○	○	○	1.8	16.0	10,620			○	○			37.7	19.2	10.5	22.1	1.8	8.7	230.0	56.2	5.2	38.6	5,859	6,829	委託		

No	余熱利用の状況					発電の場合		灰処理設備(焼却灰)			灰処理設備(飛灰)			ごみ組成分析結果							単位容積重量 kg/m ³	三成分			低位発熱量 (計算値) kJ/kg	低位発熱量 (実測値) kJ/kg	運転管理の体制	施設の改廃等
	場内温水	場外蒸気	場外蒸気	発電(場内利用)	その他	発電能力kW	発電効率%	総発電量MWh	セメント処理	薬剤処理	その他	セメント処理	薬剤処理	その他	紙・布類	脂・ゴム、皮革類	木、竹、わら類	ちゆう介類	不燃物類	その他		水分(%)	可燃分(%)	灰分(%)				
31	○	○	○	○		8.4	10.0	47,034		○		○			50.2	30.5	8.7	9.5	0.7	0.4	171.0	34.7	60.0	5.3	0	10,400	一部委託	
32					○					○					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	委託	休止	
33		○	○	○		14.0	21.0	66,411			○	○			49.8	32.1	11.7	5.4	0.5	0.5	162.0	31.2	63.6	5.2	0	14,400	一部委託	
34	○		○			2.8	7.8	22,737			○	○			39.8	18.6	15.3	21.7	0.7	3.9	287.5	53.3	42.6	4.1	6,685	7,693	一部委託	
35					○						○	○			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
36					○						○	○			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
37					○						○			○	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	委託	休止	
38					○						○			○	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
39					○						○			○	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	直営	休止	
40	○	○	○	○		9.6	16.0	47,382			○	○	○		60.2	23.9	7.6	5.7	1.5	1.1	193.0	40.1	54.9	5.0	9,328	10,120	委託	能力変更

NO	地区	設置主体	施設名 【 】内は一部事務組合 の施設所在地	埋立 開始 年 (年度)	埋立地 面積 ㎡	全 体 容 積 ㎡	埋立 終了 予定 年 (年度)	年 間 埋立量 t (R1年度)	産業 廃棄物 搬入	一 廃 割 合 %	残 余 容 量 m ³
1	賀茂	東伊豆町	東伊豆町最終処分場	1994	8,500	56,000	2035	589	無		25,712
2		西伊豆町	西伊豆町一般廃棄物最終処分場	1998	3,400	14,700	2035	288	無		7,033
3	東部	沼津市	沼津市最終処分場新処分地	2003	15,200	69,745	2028	124	無		9,783
4		熱海市	熱海市姫の沢最終処分場	1991	9,840	95,300	2046	64	無		16,384
5		三島市	三島市一般廃棄物埋立処分場(第3)	1996	9,800	81,630	2021	2,801	無		7,807
6		富士宮市	一般廃棄物鞍骨沢最終処分場	1998	16,714	106,289	2029	998	無		15,472
7		伊東市	伊東市御石ヶ沢最終処分場	1997	8,700	78,000	2028	532	無		45,854
8		御殿場市	御殿場市一般廃棄物最終処分場	2000	8,400	32,471	2026	270	無		17,368
9		裾野市	裾野市一般廃棄物最終処分場	2016	7,900	44,364	2030	1,575	無		38,744
10		伊豆市	伊豆市柿木一般廃棄物最終処分場	1995	4,700	34,600	2027	761	無		8,724
11		伊豆市	伊豆市年川一般廃棄物最終処分場	1986	15,772	52,328	2056	155	無		17,941
12		伊豆の国市	韭山一般廃棄物最終処分場	1990	3,000	16,000	2022	306	無		3,250
13		伊豆の国市	大仁一般廃棄物最終処分場	1994	5,128	33,654	2029	975	無		9,018
14		函南町	函南町一般廃棄物最終処分場	1986	9,258	63,602	2012	444	無		4,504
15		小山町	一般廃棄物最終処分場(生土)	2000	3,773	21,554	2029	81	無		15,014
16		御殿場市・小山町広域行政組合	御殿場市・小山町広域行政組合一般廃棄物処分場【御殿場市】	1994	6,306	25,113	2020	15	無		14,404

NO	埋立場所	処理対象廃棄物								遮水の方式						浸出水の処理						運転管理の体制	施設の改廃等										
		焼却残渣(主灰)	焼却残渣(飛灰)	溶融飛灰	溶融スラグ	直接搬入ごみ	可燃ごみ	資源ごみ	破碎ごみ・残渣	粗大ごみ	不燃ごみ	その他	原地盤利用	底部遮水工	鉛直遮水工	覆蓋(屋根)	表面遮水工	その他遮水	遮水なし	凝集沈殿	生物処理(脱窒なし)			生物処理(脱窒あり)	砂ろ過	活性炭処理	膜処理	キレート処理	促進酸化処理	消毒	下水道放流	他の施設での処理	処理なし
1	山間	○	○									○							○			○	○				○				委託		
2	山間	○	○					○		○						○					○	○	○					○				直営	
3	平地		○					○				○							○	○			○	○				○				直営	
4	山間	○	○					○			○					○			○	○			○	○				○				委託	
5	山間	○	○					○				○							○	○								○	○			直営	
6	山間	○	○									○						○		○	○	○						○				委託	
7	山間							○		○		○							○		○	○										直営	
8	平地							○		○		○							○		○	○	○					○				一部委託	
9	山間	○	○					○		○						○			○		○	○						○				直営	
10	山間	○	○									○							○	○			○	○				○				委託	
11	山間									○								○													○	直営	
12	山間	○	○															○		○								○				委託	
13	山間	○	○							○								○		○								○				委託	
14	山間	○	○					○				○							○													直営	
15	山間							○		○										○	○	○						○				一部委託	
16	平地	○	○							○		○	○						○	○			○	○				○				直営	

NO	地区	設置主体	施設名 【 】内は一部事務組合 の施設所在地	埋立 開始 年 (年度)	埋立地 面積 ㎡	全 体 容 積 ㎡	埋立 終了 予定 年 (年度)	年 間 埋 立 量 t (R1年度)	産業 廃棄物 搬入		残 余 容 量 m ³
									一 廃 割 合 %		
17	中部	藤枝市	藤枝市兵太夫最終処分場	1986	14,706	16,938	2018	0	無		550
18		牧之原市	牧之原市一般廃棄物最終処分場	2006	3,668	19,572	2036	35	無		18,486
19		吉田町	吉田町一般廃棄物最終処分場	1986	33,946	109,569	2062	5	無		73,143
20		牧之原市御前崎 市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合 焼却灰処分場【牧之原市】	1998	4,300	30,000	2023	0	無		3,895
21		牧之原市御前崎 市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合 一般廃棄物最終処分場【牧之原市】	2003	6,032	36,744	2023	944	有	3	15,459
22		吉田町牧之原市 広域施設組合	一般廃棄物最終処分場【牧之原市】	1999	8,050	26,415	2026	344	無		253
23		西部	掛川市	新井最終処分場	1997	8,476	33,315	2040	1,223	無	
24	掛川市		高瀬最終処分場	1991	6,728	37,248	2084	155	無		12,345
25	湖西市		湖西市笠子廃棄物処分場	1990	14,230	143,575	2030	0	無		10,098
26	湖西市		湖西市新居一般廃棄物最終処分場	1984	13,200	85,473	2026	504	無		9,640
27	菊川市		菊川市一般廃棄物最終処分場	1999	10,800	78,000	2026	779	無		35,454
28	中遠広域事務組合		中遠広域一般廃棄物最終処分場 (一宮)【森町】	2006	25,158	199,806	2022	7,861	無		109,973
29	政令市	静岡市	沼上最終処分場	1990	36,000	750,000	2026	5,657	有	99	53,427
30		静岡市	清水貝島最終処分場	1989	19,000	246,000	2025	3,558	無		17,982
31		静岡市	由比最終処分場	1991	6,050	42,200	2025	2	無		22,281
32		浜松市	浜松市平和最終処分場(Ⅱ期)	2006	48,360	567,700	2041	13,702	無		301,261
33		浜松市	浜松市浜北環境センター	2002	12,315	60,273	0	190	無		31,559
34		浜松市	浜松市舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	1994	6,555	39,500	2038	0	無		32,269
35		浜松市	引佐一般廃棄物最終処分場	1997	9,445	77,300	2044	48	無		15,845
合計					423,410	3,424,978		44,985			1,040,406

NO	埋立場所	処理対象廃棄物								遮水の方式							浸出水の処理							運転管理の体制	施設の改廃等								
		焼却残渣(主灰)	焼却残渣(飛灰)	溶融飛灰	溶融スラグ	直接搬入ごみ	可燃ごみ	資源ごみ	破碎ごみ・残渣	粗大ごみ	不燃ごみ	その他	原地盤利用	底部遮水工	鉛直遮水工	覆蓋(屋根)	表面遮水工	その他遮水	遮水なし	凝集沈殿	生物処理(脱窒なし)	生物処理(脱窒あり)	砂ろ過			活性炭処理	膜処理	キレート処理	促進酸化処理	消毒	下水道放流	他の施設での処理	処理なし
17	平地							○		○							○													○	直営		
18	山間									○							○														○	直営	
19	平地									○							○														○	直営	
20	山間	○											○						○	○											一部委託		
21	山間									○							○														○	一部委託	
22	平地	○	○										○					○	○	○				○							直営		
23	平地	○	○	○						○			○					○	○	○	○			○			○				一部委託		
24	山間										○						○														○	一部委託	
25	山間	○	○					○	○			○					○	○	○	○							○				一部委託	休止	
26	山間	○	○					○	○	○	○						○	○	○	○							○				一部委託		
27	山間	○	○						○								○	○	○								○				委託		
28	山間	○	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		一部委託		
29	山間	○	○						○		○	○					○	○	○	○					○		○				一部委託		
30	水面(海面を除く)	○									○	○	○	○			○	○									○				委託		
31	山間										○	○					○	○	○								○				委託		
32	山間	○	○					○		○		○						○	○	○							○				委託		
33	山間	○	○					○				○					○	○	○	○							○				委託		
34	水面(海面を除く)									○							○														○	一部委託	
35	山間	○						○	○			○					○	○	○	○							○					一部委託	

< 検査関係 >

・ごみ焼却施設

項 目	頻 度	根 拠
機能検査	定期的に	廃掃法規則第4条の5
精密機能検査	定期的に	廃掃法規則第5条
燃焼室中の燃焼ガス温度	連続的に測定	廃掃法規則第4条の5
集じん器に流入する燃焼ガス温度	連続的に測定 (H14.12.1から)	廃掃法規則第4条の5
排ガス		
一酸化炭素濃度	連続的に測定 (H14.12.1から)	廃掃法規則第4条の5
ダイオキシン類	年1回以上	廃掃法規則第4条の5 ダイオキシン類対策特別措置法第28条
ばい煙量又はばい煙濃度 ばいじん	焼却能力 4,000kg/時以上 2月に1回以上 焼却能力 4,000kg/時未満 年2回以上	廃掃法規則第4条の5 大気汚染防止法施行規則 第15条
硫黄酸化物	ばい煙量 10m ³ N/時間以上 2月に1回以上	
塩化水素及び窒素酸化物	排ガス量 4万m ³ /時以上 2月に1回以上 排ガス量 4万m ³ /時未満 年2回以上	
燃えがら及びばいじん ダイオキシン類	排ガス中のダイオキシン類測定時	ダイオキシン類対策特別措置法第28条
放流水 pH、BOD、COD、SS 大腸菌群数	月1回以上	「一般廃棄物処理事業 に対する指導に伴う留意 事項について」 昭和52年11月4日付け 環整第95号課長通知 (以下課長通知)
カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物 ダイオキシン類	年1回以上	
廃ガス洗浄施設から発生する汚泥 ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法第28条
ごみ質	年4回以上	課 長 通 知
焼却残渣の熱しゃく減量	月1回以上	

・最終処分場

項 目	頻 度	根 拠
浸出液処理設備の放流水の水質		
1 排水基準等に係る項目	1回／年以上	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処分場に係る技術上の基準を定める省令 (総理府、厚生省令第1号)
2 pH、BOD、COD、SS 窒素含有量	1回／月以上	
3 ダイオキシン類	1回／年以上	
周縁地下水（2か所以上）の水質検査 (又は地下水集排水設備より排出された地下水)		
1 地下水等検査項目	1回／年以上	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の処分場に係る技術上の基準を定める省令 (総理府、厚生省令第1号)
2 電気伝導率又は塩化物イオン	埋立て開始前 埋立て開始後 1回／月以上	
3 過マンガン酸カリウム消費量		平成10年3月5日付け 衛環第8号課長通知
4 ダイオキシン類	埋立て開始前 埋立て開始後 1回／年以上	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 (総理府、厚生省令第2号)

詳細は、下記の規定を参照すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5・第5条

ダイオキシン類対策特別措置法第28条

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処分場に係る技術上の基準を定める省令(総理府、厚生省令第1号)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(総理府、厚生省令第2号)

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」昭和52年11月4日付け環整第95号課長通知

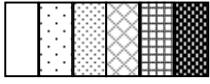
「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項」平成10年3月5日付け衛環第8号課長通知

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正について」平成14年3月29日付け環廃産第183号課長通知

市町別 1日1人当たりごみ発生状況

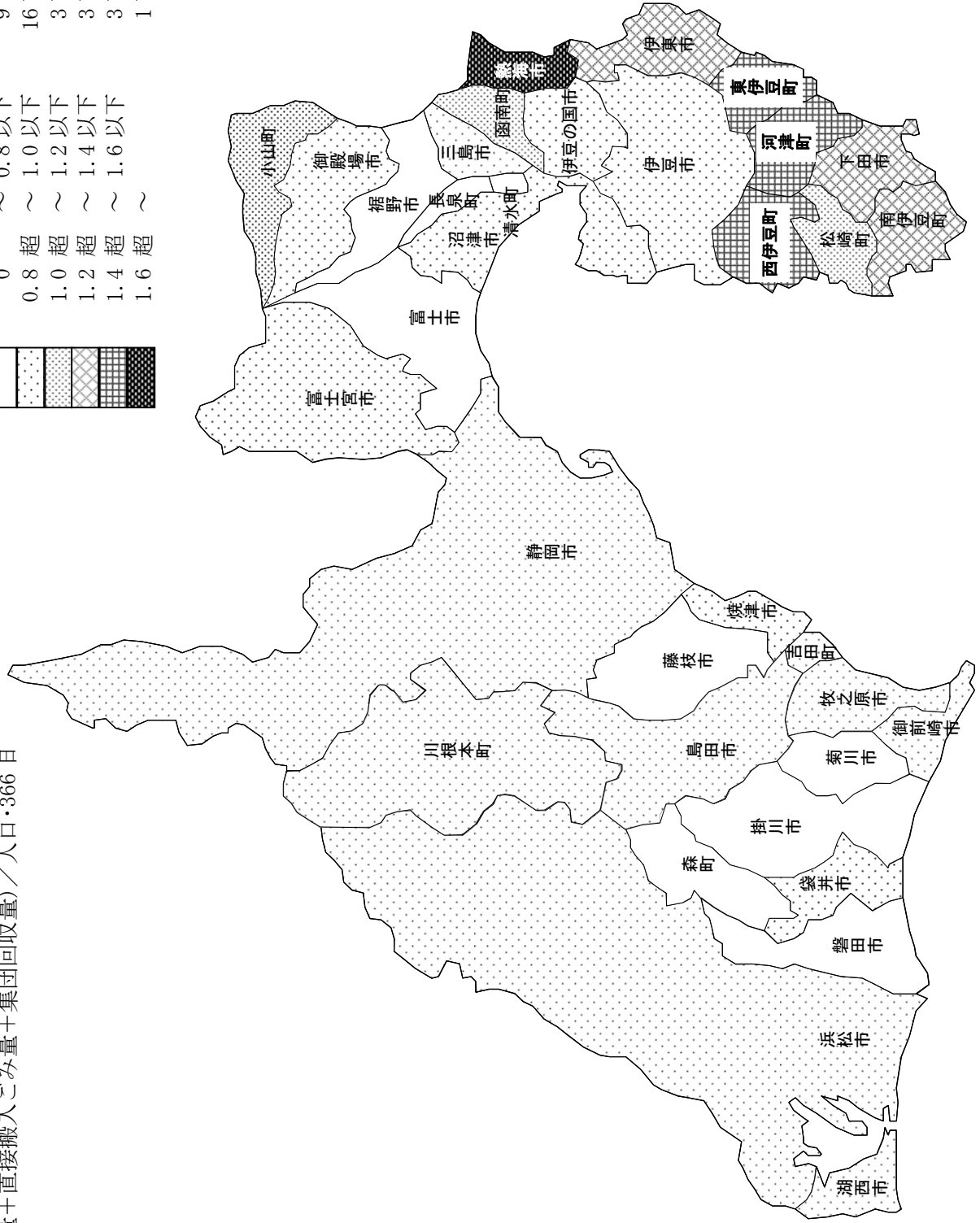
(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)/人口・366日

kg/人・日



- 0
- 0.8超
- 1.0超
- 1.2超
- 1.4超
- 1.6超
- 超

- 9市町
- 16市町
- 3市町
- 3市町
- 3市町
- 1市町



2 し尿処理

(1) 概要

し尿は、水洗便所と汲取便所へ排泄され、水洗便所のものは、下水道、地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）又は浄化槽で処理され、汲取便所のものは、し尿処理施設等で処理されるか自家処理されている。

計画処理区域の状況

単位：人

総人口	3,711,481	100%
計画処理人口	3,711,481	100%
非水洗化人口	73,887	2.0%
計画収集人口	72,607	2.0%
自家処理人口	1,280	0.0%
水洗化人口	3,637,594	98.0%
公共下水道人口	2,181,202	58.8%
コミュニティ・プラント人口	14,451	0.4%
浄化槽人口	1,441,941	38.9%
合併浄化槽人口	709,464	19.1%
単独処理浄化槽	732,477	19.7%

(注) 人口は令和元年10月1日現在の住民基本台帳（常住人口）による。

水洗化人口、水洗化率及び汚水衛生処理率の推移

単位：人

年度 処理内訳	H27		H28		H29		H30		R1	
		対H27比		対H27比		対H27比		対H27比		対H27比
浄化槽人口	1,528,782	100	1,504,390	98	1,481,823	97	1,461,968	96	1,441,941	94
下水道人口	2,133,590	100	2,151,123	101	2,166,362	102	2,173,692	102	2,181,202	102
水洗化人口	3,677,470	100	3,670,577	100	3,662,977	100	3,650,293	99	3,637,594	99
水洗化率	97.5%		97.7%		97.8%		97.9%		98.0%	
汚水衛生処理率	74.3%		75.4%		76.3%		77.3%		78.3%	

*コミュニティ・プラント人口は水洗化人口に加算して計算。

*水洗化率：水洗便所を使用している人口の割合。

*汚水衛生処理率：生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理している人口の割合

(参考)

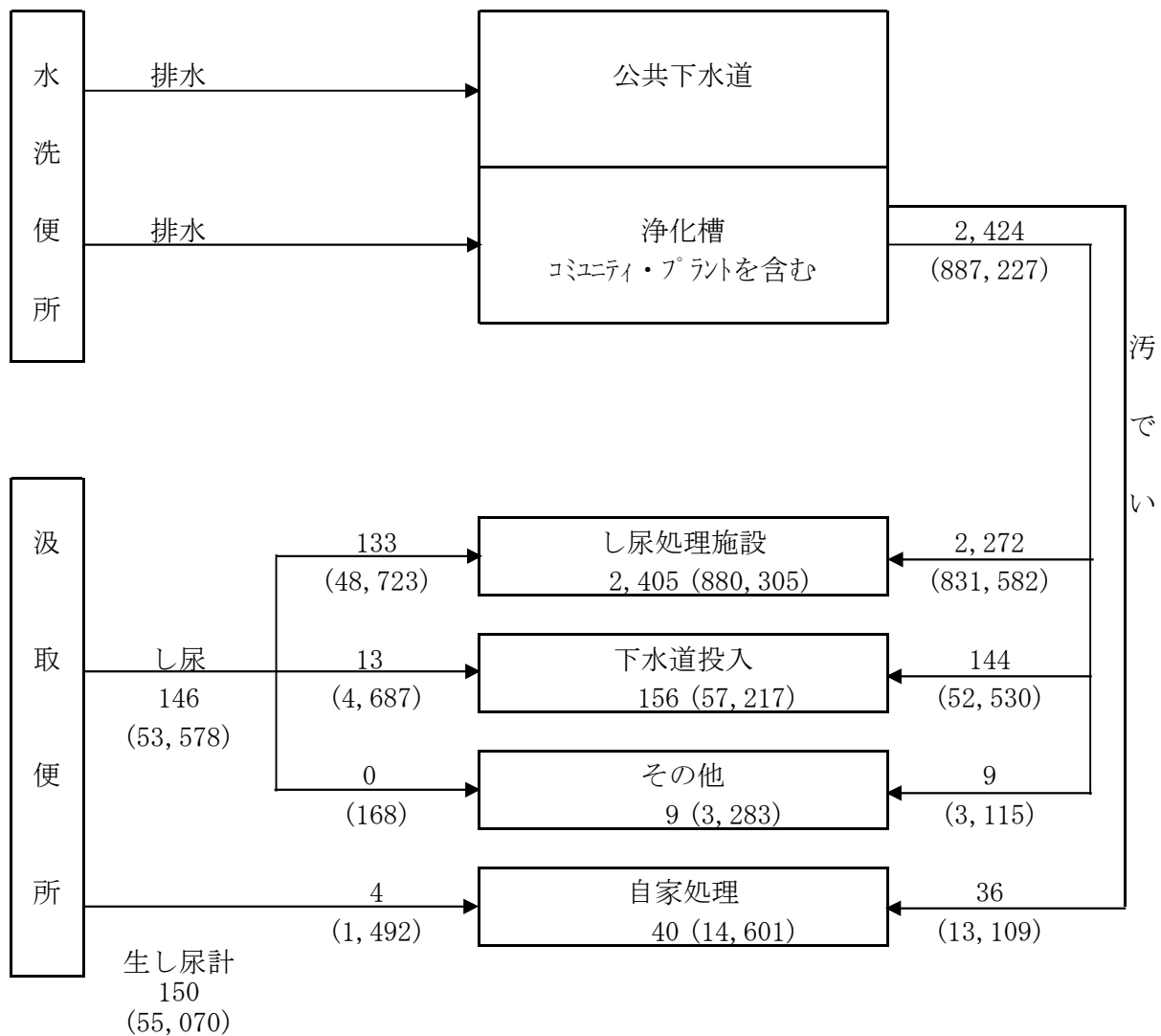
令和元年10月1日現在の水洗化人口は、前年度より約13千人（前年比-0.3%減）減って約364万人となっており、その内訳は浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む）約146万人（39.2%）、下水道人口約218万人（58.8%）となっている。また、浄化槽人口のうち、合併処理浄化槽人口は、約71万人（19.1%）となっている。

浄化槽人口と下水道人口の伸び率は、平成27年度を100とした場合、令和元年度はそれぞれ94と102となっている。また、浄化槽人口と下水道人口を合わせた水洗化率は98.0%に、合併処理浄化槽人口と下水道人口を合わせた汚水衛生処理率は、78.3%となっている。

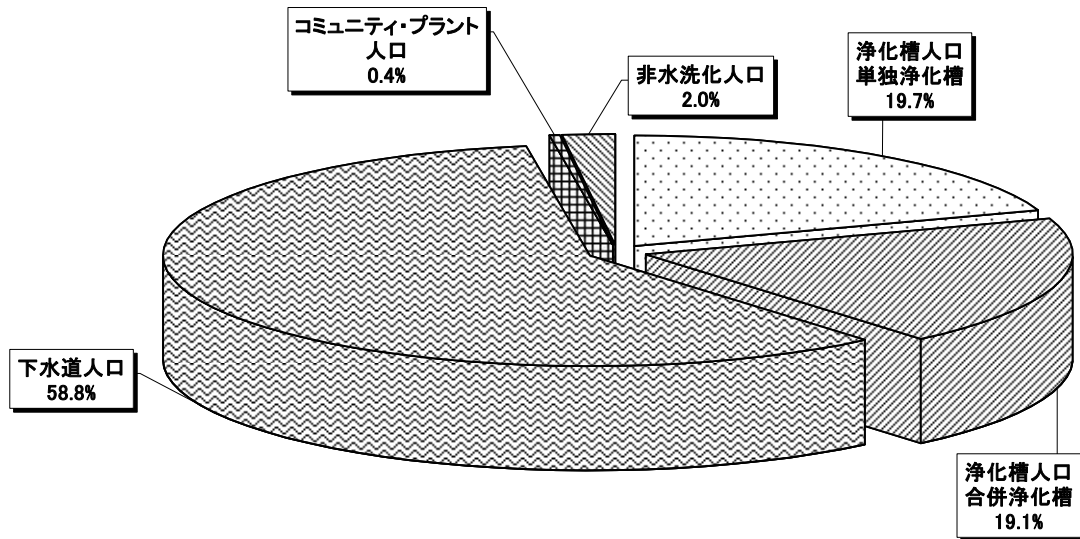
令和元年度における県下の生し尿の発生量は年間55,070 k l（150 k l／日）、浄化槽より生ずる汚泥量は887,227 k l（2,424 k l／日）となっている。これらのうち、生し尿1,492 k l（4 k l／日）は、自家処理されている。

し尿処理の流れ (令和元年度)

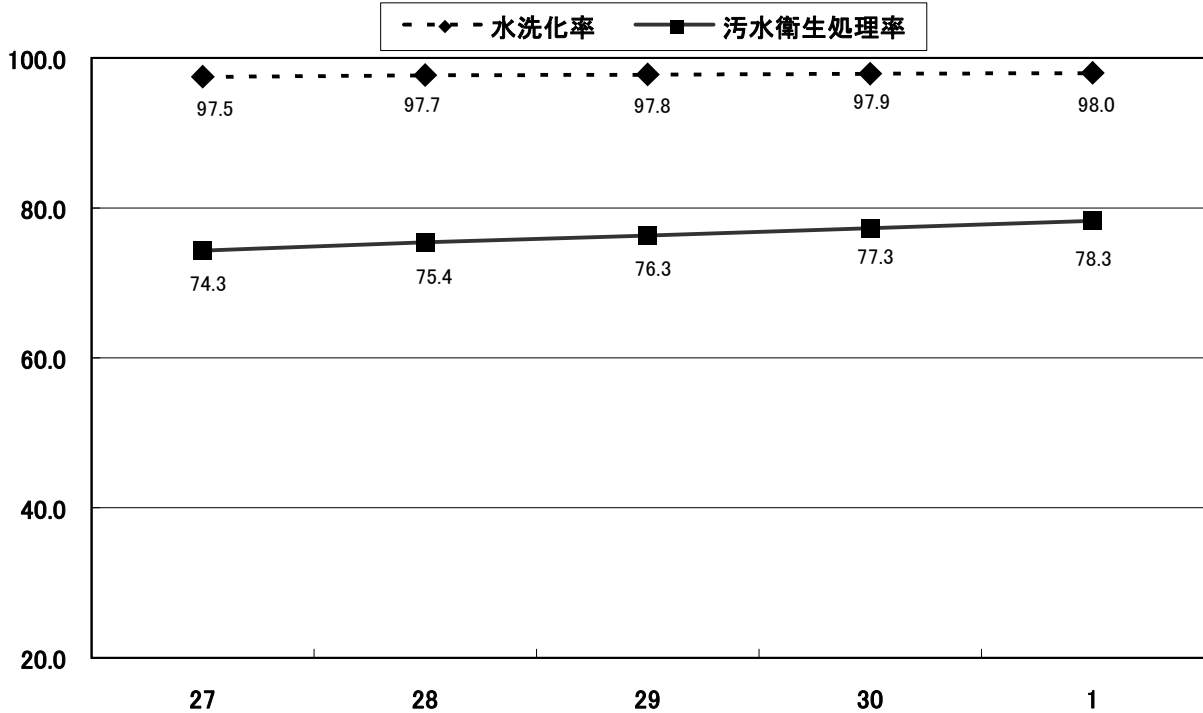
単位：k l／日
()はk l／年



水洗化人口

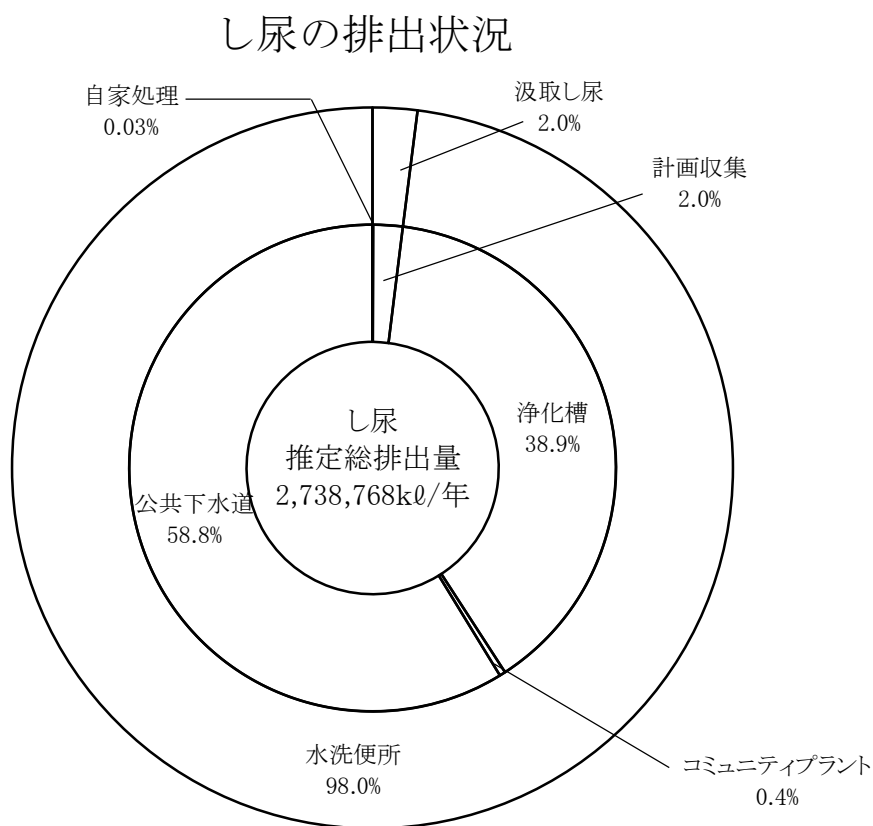


水洗化率及び汚水衛生処理率の推移



(2) 排出状況

令和元年度におけるし尿の排出状況（排出内訳及び総排出量）は、（1）の処理区域の状況から推定すると次の円グラフのとおりである。



し尿原単位

$$\begin{aligned} \text{し尿原単位} &= \frac{\text{計画収集される汲取りし尿 (kℓ/年)}}{\text{計画収集人口(人)}} \times \frac{10^3}{366 \text{日}} \\ &= 2.02 \text{ (1/人・日)} \end{aligned}$$

し尿推定総排出量

$$\begin{aligned} \text{し尿推定総排出量} &= \text{計画収集される汲取りし尿 (kℓ/年)} \times \frac{\text{総人口(人)}}{\text{計画収集人口(人)}} \\ &= 53,578 \times \frac{3,711,481}{72,607} \\ &= 2,738,768 \text{ (kℓ/年)} \end{aligned}$$

同様に、浄化槽汚泥の原単位も次のようになる。

浄化槽汚泥原単位

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥原単位} &= \frac{\text{浄化槽汚泥収集量 (kℓ/年)}}{\text{浄化槽人口(人)}} \times \frac{10^3}{366 \text{日}} \\ &= 1.68 \text{ (1/人・日)} \end{aligned}$$

(3) 収集状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市町等（直営、委託業者、許可業者）が行っている。

令和元年度における収集量は、940,806 k l /年となっている。全収集量のうち、直営が37,703 k l（4.0%）、委託が4,329 k l（0.5%）、許可が898,774 k l（95.5%）となっており、し尿の収集運搬は、ごみに比べ民間による割合が高い。

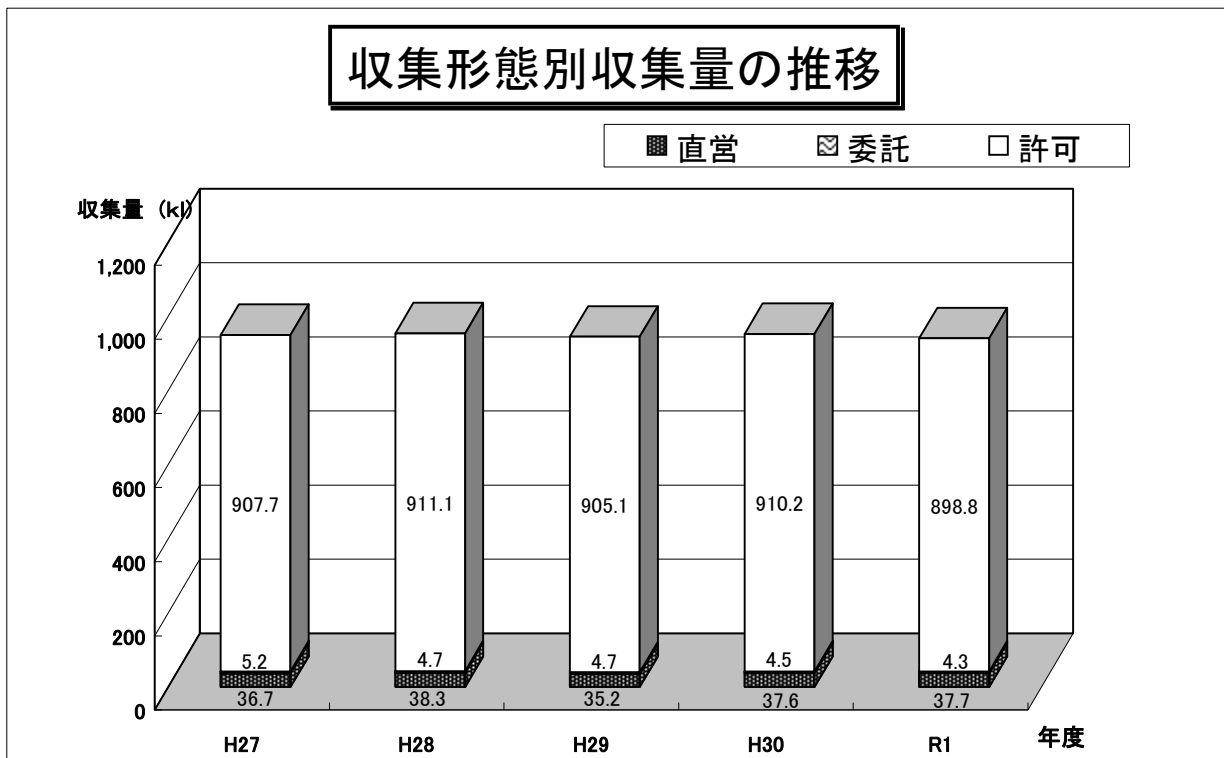
また、し尿と浄化槽汚泥の収集量の比率は、1：16.56となっている。

収集形態別収集量の推移

上段：収集量 下段：構成比 単位：k l /年

年度 \ 収集形態	H27	H28	H29	H30	R1
直 営	36,719 3.9%	38,293 4.0%	35,213 3.7%	37,556 3.9%	37,703 4.0%
委 託	5,230 0.6%	4,701 0.5%	4,656 0.5%	4,534 0.5%	4,329 0.5%
許 可	907,648 95.6%	911,056 95.5%	905,075 95.8%	910,189 95.6%	898,774 95.5%
合 計	949,597 100	954,050 100	944,944 100	952,279 100	940,806 99

H27年度=100



収集形態別収集量

単位：k l/年

種類		し尿		浄化槽汚泥		計	
形態別内訳	直営	2,203	4.1%	35,500	4%	37,703	4%
	委託	3,935	7.3%	394	0%	4,329	0.5%
	許可	47,440	88.5%	851,334	96%	898,774	95.5%
収集総量		53,578	99.9%	887,228	100%	940,806	100%

計画収集し尿等の収集量の推移

単位：k l/年

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	し尿		64,908 (100)	60,794 (94)	56,540 (87)	55,360 (85)
浄化槽汚泥		884,689 (100)	893,256 (101)	888,404 (100)	896,919 (101)	887,228 (100)
合計		949,597 (100)	954,050 (100)	944,944 (100)	952,279 (100)	940,806 (99)

()はH27年度比

(4) 処理状況

令和元年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、し尿処理施設での処理92.1%、下水道投入6.0%、その他0.3%となっており、全排出量の98.5%が市町等により計画的に処理されている。

海洋投入は、熱海市（初島地区のみ）、西豆衛生プラント組合（松崎町、西伊豆町）が、海洋投入処分禁止期限前の平成19年1月末（平成18年度）まで行っていた。

し尿処理の状況

単位：k l/年

種類		し尿		浄化槽		計	
計画処理量	し尿処理施設	48,723	88.5%	831,582	92.4%	880,305	92.1%
	下水道投入	4,687	8.5%	52,530	5.8%	57,217	6.0%
	その他	168	0.3%	3,115	0.3%	3,283	0.3%
自家処理		1,492	2.7%	13,109	1.5%	14,601	1.5%
合計		55,070	100%	900,336	100%	955,406	100%

処理状況の推移

単位：k l /年

処理内訳		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
計画処理量	し尿処理施設	908,322	907,760	881,213	890,600	880,305
	下水道投入	34,239	35,816	58,509	58,680	57,217
	その他	4,336	10,474	5,222	9,372	3,283
自家処理		1,501	14,285	14,384	14,325	14,601
合計		948,398	968,335	959,328	972,977	955,406

(5) 処理経費

廃棄物処理事業費は、大きくは処理施設の建設・改良費と処理・維持管理費に分けられ、令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理費は、施設の減価償却費を考慮すると、1 k l 当たり7,586円で、前年度に比べて約4.8%増加しており、また、年間1人当たりの処理費は4,668円となっている。

処理経費

単位：千円

経費	項目 建設 ・改良費	処理・維持管理費			減価償却費	計
		人件費	処理費	その他		
全体経費	4,762,714	902,309	4,888,541	63,255	—	10,616,819
処理経費	—	902,309	4,888,541	63,255	1,282,782	7,136,887

処理単価

区分	1 k l 当たりの処理費	1人当たりの処理費
処理単価	7,586 円 / k l	4,668 円 / 人・年

*1人当たりの処理費…処理経費 / (総人口 - 自家処理人口 - 公共下水道人口)

減価償却

施設の平均耐用年数を10年とし、過去10年間の施設建設費の平均を減価償却費とした。

建設費の推移

単位：千円

年度	施設建設費	年度	施設建設費
H22	612,927	H27	1,630,820
H23	570,613	H28	1,355,100
H24	293,399	H29	949,341
H25	444,604	H30	1,227,208
H26	981,097	R1	4,762,714
		計	12,827,823

(6) し尿処理施設の状況

ア し尿処理施設数等

令和元年度において、市町等の設置するし尿処理施設の数は、32施設（総処理能力3,476.9k l /日）となっている。

施設の稼働率は、令和元年度におけるし尿処理施設の処理量（2,549k l /日）から、0.73となっている。

処理方式別し尿処理施設等

単位：k l /日

方式 区分	好 気	好一段	漂 脱	高負加	膜分離	高負荷 膜分離	一 次	下 水	その他	計
施設数	2	1	10	2	1	6	0	2	8	32
能 力	32.0	20.0	970.0	165.0	82.0	718.0	0.0	660.0	829.9	3,476.9

- 注) 好 気:好気性消化・活性汚泥処理方式
 好一段:好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
 標 脱:標準脱窒素処理方式（旧低二段）
 高負荷:高負荷脱窒素処理方式
 膜分離:膜分離処理方式
 一 次:一次処理後に下水道に放流
 下 水:下水投入方式
 その他:高負荷・膜分離以外の複数の処理方式又は上記以外の方式

し尿処理施設数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
施設数	35	35	35	32	32

コミュニティプラント一覧

(令和2年3月31日現在)

NO	地区	事業主体	施設名	計画最大汚水量 (m ³ /日)	使用開始年 (年度)	汚水処理量 (m ³ /年度)	処理方式	運転管理	施設の改廃等
1	東部	沼津市	沼津市江梨浄化センター	150	1,972	35,190	長時間ばっ気	委託	
2		伊東市	伊東市川奈奥水無田汚水処理場	805	1,970	40,056	長時間ばっ気	委託	
3		伊東市	伊東市川奈地域汚水処理施設	1,417	1,974	113,805	長時間ばっ気	委託	
4		富士市	中野台下水処理施設	1,190	2,004	185,344	標準活性汚泥	委託	
5		御殿場市	富士見原住宅団地コミュニティプラント	750	2,000	124,989	回分式活性汚泥	委託	
6	中部	島田市	伊太住宅団地第一汚水処理場	186	1,972	21,866	接触ばっ気	委託	
7		島田市	月坂住宅団地汚水処理場	910	1,977	110,495	長時間ばっ気	委託	
8		島田市	伊太住宅団地第二汚水処理場	130	1,978	6,639	長時間ばっ気	委託	
9		焼津市	焼津市坂本団地下水処理場	70	1,971	14,734	長時間ばっ気	直営	
10		焼津市	焼津市田尻団地下水処理場	680	1,970	129,519	長時間ばっ気	直営	
11		藤枝市	田園団地汚水処理施設	69	1,995	9,800	接触ばっ気	委託	
12	西部	掛川市	葛ヶ丘団地汚水処理施設	1,050	1,976	328,438	長時間ばっ気	委託	移管
13		掛川市	旭ヶ丘団地汚水処理施設	560	1,984	116,130	長時間ばっ気	委託	移管
14		掛川市	大坪台団地汚水処理施設	181	1,997	29,847	長時間ばっ気	委託	移管
15		菊川市	平尾下水処理場	423	1,995	67,901	接触ばっ気	委託	
16		菊川市	奥の谷地域し尿処理施設	110	1,985	13,313	長時間ばっ気	委託	

3 浄化槽

(1) 浄化槽の設置状況

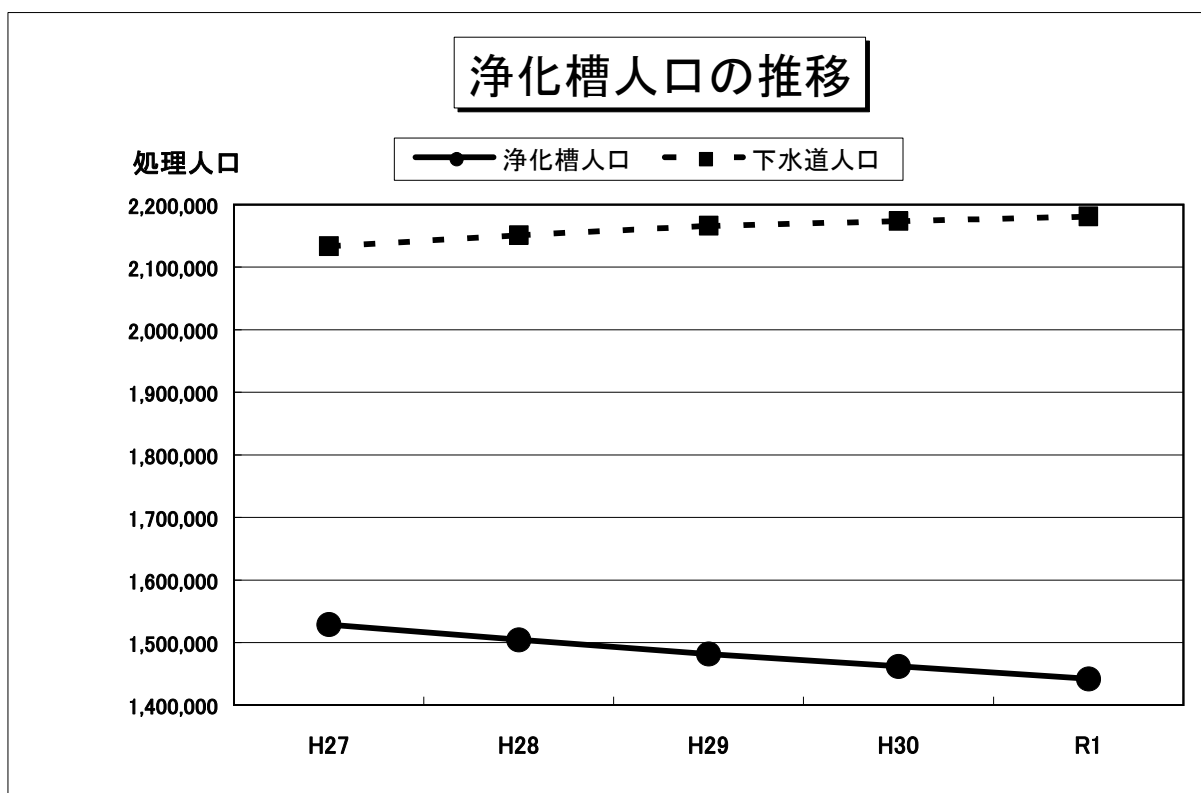
令和2年3月末現在における県下の浄化槽の設置基数は、昨年度より4,243基減少し490,237基となっており(前年度比0.9%減)、その利用人口は約144万人と総人口の約38.9%(水洗化人口の約39.6%)となっている。

規模別にみると、小規模(20人槽以下)のものが、92.7%を占めている。

I 水洗化人口の推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
総 人 口	3,772,151	3,758,591	3,745,448	3,728,124	3,711,481
水 洗 化 人 口	3,677,470	3,670,577	3,662,977	3,650,293	3,637,594
浄 化 槽 人 口	1,528,782	1,504,390	1,481,823	1,461,968	1,441,941
下 水 道 人 口	2,133,590	2,151,123	2,166,362	2,173,692	2,181,202
コミュニティ・プラント人口	15,098	15,064	14,792	14,633	14,451
非 水 洗 化 人 口	94,681	88,014	82,471	77,831	73,887

(各年度10月1日現在)



II 浄化槽の設置状況

ア 新規設置状況

① 年度別新規設置基数

(基)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	
総設置基数	8,210	8,739	7,037	7,331	7,615	7,130	7,256	7,238	
内 訳	県(政令市を除く)	6,636	7,166	5,728	5,944	6,071	5,722	5,797	5,671
	政 令 市	1,574	1,573	1,309	1,387	1,544	1,408	1,459	1,567
うち合併処理浄化槽	8,210	8,739	7,037	7,331	7,615	7,130	7,256	7,238	

② 人槽区分別設置基数 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(基)

人槽	5～20	21～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001 ～	合 計
県	5,398	250	13	5	3	2	0	5,671
政令市	1,531	32	1	1	2	0	0	1,567
合 計	6,929	282	14	6	5	2	0	7,238
割合%	95.7	3.9	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

イ 総設置状況

① 各年度末における総設置基数

(基)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	
総設置基数	498,652	493,841	496,751	499,221	500,635	507,419	494,480	490,237	
内 訳	県(政令市を除く)	395,581	397,699	399,516	402,391	403,145	406,687	393,287	390,410
	政 令 市	103,071	96,142	97,235	96,830	97,490	100,732	101,193	99,827
うち合併処理浄化槽	145,559	150,679	156,917	163,163	169,137	175,436	181,599	188,930	

② 人槽区分別総設置基数 (令和2年3月31日現在)

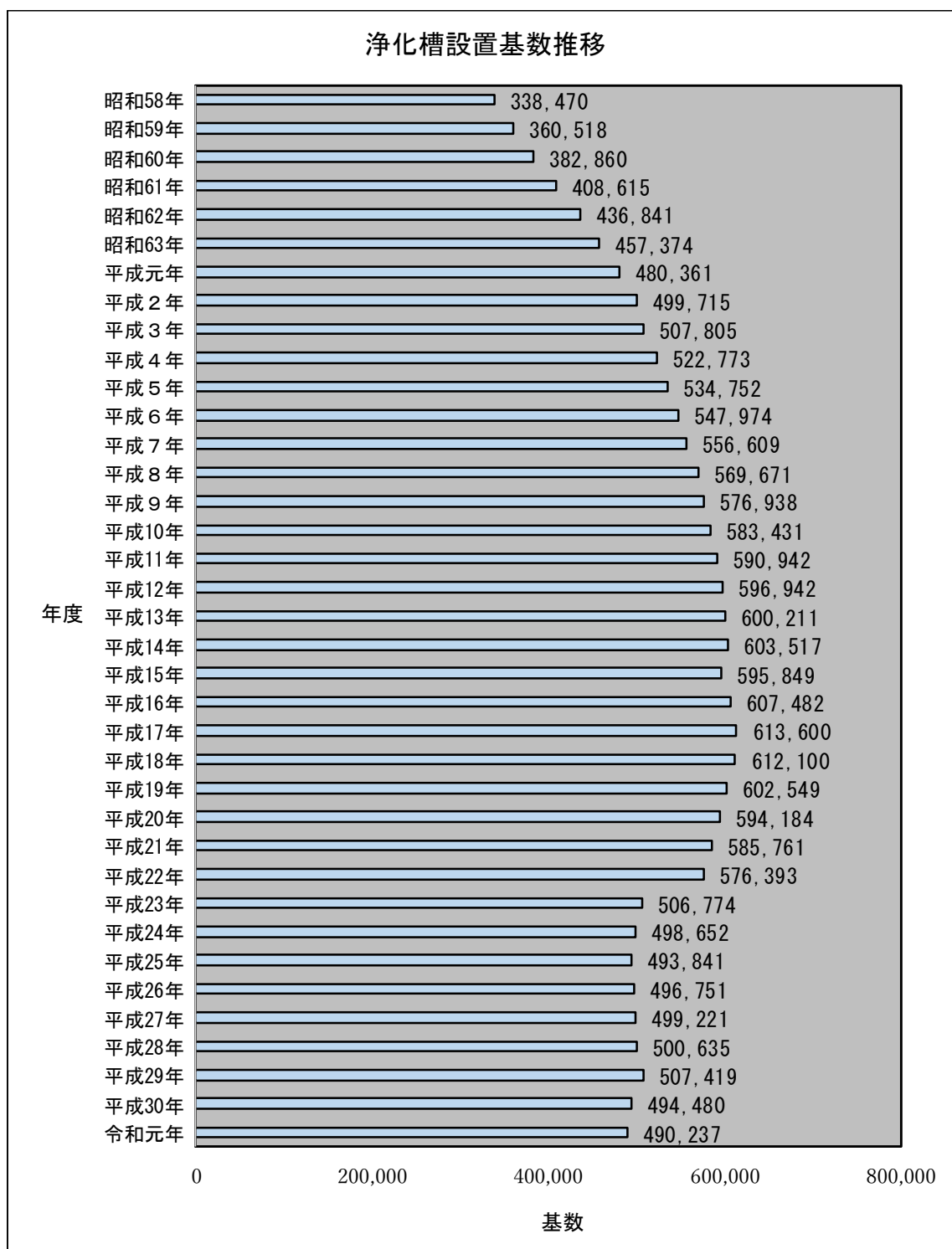
(基)

人槽	5～20	21～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1,000	1,001 ～	合 計
県	361,494	24,990	1,919	954	544	280	229	390,410
政令市	92,911	6,151	393	178	122	33	39	99,827
合 計	454,405	31,141	2,312	1,132	666	313	268	490,237
割合%	92.7	6.4	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

* 政令市は静岡市と浜松市の合計

Ⅲ 浄化槽設置基数の推移 (昭和58年度～令和元年度)



IV 処理方式別浄化槽設置状況

ア 新規設置基数 (令和元年度)

種類	人槽										合計			
	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000		3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000
構造例示型	分離接触ばっ気 告示第1	0												
	嫌気ろ床接触ばっ気 告示第1	0												
	脱窒ろ床接触ばっ気 告示第1	0												
	回転板接触 告示第6	0												
	接触ばっ気 告示第6	3			3									
	散水ろ床 告示第6	0												
	長時間ばっ気 告示第6	0												
	標準活性汚泥 告示第6	0												
	接触ばっ気・ろ過 告示第7	1				1								
	凝集分離 告示第7	0												
	接触ばっ気・活性炭 告示第8	0												
	凝集分離・活性炭 告示第8	0												
	硝化液循環 告示第9・10・11	0												
	三次処理 脱窒・脱磷 告示第9・10・11	0												
合計	7,234	132	250	29	13	6	5	2						
大臣認定型	うち窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型	1,893	35	26	2	1	1							
	うち窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型	0												
	うちBOD除去能力に 関する高度処理型	0												
	合計	7,238	132	250	32	14	6	5	2	0	0	0	0	

イ 総設置基数（令和元年度末現在）

① 旧構造基準適用のもの

種類	人槽											合計	
	～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000		10,001～
単独処理浄化槽	腐敗型	2,569	893	160	90	36	6	2					
	ばっ気型	16,330	1,422	40	16	12							
	その他の	197	21	5	2	4	1						
	小計	19,096	2,336	205	108	52	7	2	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	散水ろ床												
	活性汚泥		9	93	108	137	87	52	30	7	9		
	その他の	12	2					1					
	小計	12	11	93	108	137	87	53	30	7	9	0	0
合計	19,108	2,347	298	216	189	94	55	30	7	9	9	0	

② 新構造基準適用のもの

種類	人槽										合計				
	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000		3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	150,005	9,407	103	32	10	6								
	分離ばっ気	74,269	3,246	697	117	61	29	1							
	散水ろ床	21,531	2,576	989	132	90	40	6							
	その他	14,622	1,008	359	89	51	8	5	4	2					
	小計	260,427	16,237	2,148	370	212	83	12	10	2	0	0	0	0	
	合併処理浄化槽	分離接触ばっ気	2,504	596	570	12	6	2	1						
		嫌気ろ床接触ばっ気	23,926	508	333	4	2	1							
		脱窒ろ床接触ばっ気	63	2	6										
		回転板接触				37	34	18	6	2	1				
		接触ばっ気				1,619	1,057	443	178	70	35	5	1		
散水ろ床					55	7	6	2							
長時間ばっ気					205	161	121	79	47	10	9		2		
標準活性汚泥														1	
接触ばっ気・ろ過						2									
凝集分離															
接触ばっ気・活性炭															
凝集分離・活性炭															
硝化液循環						1									
三次処理脱窒・脱磷															
大臣認定型		140,818	3,824	6,275	585	324	67	83	49	20	5	5	1		
	うち窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	20,594	264	337	14	8									
	うち窒素及び磷除去能力を有する高度処理型				1	2	1	1	1						
	うちBOD除去能力に関する高度処理型	229	43	58	10	6	7	1							
その他	2,610	19	841	72	7	5	3								
小計	169,921	4,949	8,025	2,384	1,644	704	394	207	104	21	15	0	5	1	
合計	435,297	24,262	4,532	2,014	916	477	219	114	23	15	0	5	1		

(2) 浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検は、浄化槽の機能を常時正常に維持するための手段の一つであり、浄化槽の各装置や機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、故障や異常を早期に発見し、予防的措置を講ずる。浄化槽管理者（設置者）が自ら（又は保守点検業者に委託して）定期的実施することが浄化槽法により義務付けられている。

I 保守点検回数について

① 単独処理浄化槽

処理対象人員	処理方式	回数
20 人以下	全ばっ気方式	3 か月に 1 回以上
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4 か月に 1 回以上
	散水ろ症方式	6 か月に 1 回以上
	21 人以上 300 人以下	全ばっ気方式
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式		3 か月に 1 回以上
散水ろ症方式		6 か月に 1 回以上
301 人以上		全ばっ気方式
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	2 か月に 1 回以上
	散水ろ症方式	6 か月に 1 回以上

② 合併処理浄化槽

処理対象人員	処理方式	回数
20 人以下	分離接触ばっ気方式	4 か月に 1 回以上
21 人以上 50 人以下	嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	3 か月に 1 回以上
51 人以上	回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式 ① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽 ② スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（①を除く） ③ ①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽	① 1 週間に 1 回以上 ② 2 週間に 1 回以上 ③ 3 か月に 1 回以上
	活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上

Ⅱ 浄化槽保守点検登録業者数

区分		年度										
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県知事登録	県	276	277	277	275	272	271	268	268	266	263	262
政令市登録	静岡市	62	60	61	57	56	55	54	52	53	49	49
	浜松市	86	85	85	79	76	76	75	73	75	76	75

Ⅲ 浄化槽保守点検状況

管轄		保守点検登録業者数		保守点検契約状況 (R2年3月末)		
		H31年3月末	R2年3月末	浄化槽設置基数	契約件数	契約率 (%)
県健康福祉センター	賀茂	10	10	20,343	18,157	89.3
	東部	129	127	111,246	77,712	69.9
	中部	63	65	132,960	106,461	80.1
	西部	61	60	80,622	79,399	98.5
	小計	263	262	345,171	281,729	81.6
権限移譲市	沼津市	—	—	20,365	19,424	95.4
	富士市	—	—	24,874	21,490	86.4
	小計	—	—	45,239	40,914	90.4
政令市	静岡市	49	49	47,257	42,581	90.1
	浜松市	76	75	52,570	47,614	90.6
	小計	125	124	99,827	90,195	90.4
合計		388	386	490,237	412,838	84.2

(3) 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃は、保守点検と並んで浄化槽の正常な機能を維持するための手段の一つであり、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その後の汚泥等の調整とこれらに伴う機器等の洗浄、掃除を行う作業のことで、浄化槽法により年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽はおおむね6か月に1回以上）実施することが義務付けられている。

浄化槽の清掃も保守点検と同様に、浄化槽管理者の義務とされているが、その実施に当たっては、専門的知識、技能及び相当の経験を有する者が専用の器具、機材等を用いて行う必要があるため、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することができるとされている。また、引き出した汚泥は、一般廃棄物に該当し、市町の一般廃棄物処理計画に従って適正に収集、運搬及び処分がなされなければならない。

浄化槽清掃業者数

(令和2年3月末現在)

市町名	業者数	収集運搬業者数		市町名	業者数	収集運搬業者数	
		許可	委託			許可	委託
静岡市	16	16	0	伊豆市	3	3	0
浜松市	6	6	0	御前崎市	2	2	0
沼津市	8	8	0	菊川市	2	2	0
熱海市	3	3	0	伊豆の国市	2	2	0
三島市	2	2	0	牧之原市	2	2	0
富士宮市	2	2	0	東伊豆町	3	3	0
伊東市	5	5	0	河津町	3	3	0
島田市	6	6	0	南伊豆町	3	3	0
富士市	9	9	0	松崎町	3	3	0
磐田市	3	3	0	西伊豆町	3	3	3
焼津市	6	4	0	函南町	1	1	0
掛川市	3	3	0	清水町	2	2	0
藤枝市	5	5	1	長泉町	1	1	0
御殿場市	3	3	0	小山町	4	4	0
袋井市	2	2	2	吉田町	4	2	0
下田市	2	2	0	川根本町	1	1	0
裾野市	2	2	0	森町	1	1	0
湖西市	3	3	0	計	126	122	6

(注) 1 業者数：浄化槽法第35条許可業者数

2 許可：浄化槽法第35条許可業者のうち廃掃法第7条に基づく浄化槽汚泥の収集運搬に係る許可業者数

3 委託：浄化槽法第35条許可業者のうち廃掃法第6条の2に基づく浄化槽汚泥の収集運搬に係る委託業者数

(4) 浄化槽の法定検査

浄化槽法では、浄化槽の維持管理の一環として、浄化槽管理者に対して、浄化槽の設置状況や機能の客観的な把握を求めており、その方法として指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることを義務付けている。

この検査には、設置後一定期間内に行う検査（浄化槽法第7条）と定期的に行う検査（浄化槽法第11条）がある。

なお、平成17年度の浄化槽法の改正により、浄化槽からの放流水の水質基準が新たに設けられ、生物化学的酸素要求量（BOD）が20mg/L以下及びBOD除去率が90%以上であることとされている。（ただし、この基準については、単独処理浄化槽又は改正前に既に設置済の浄化槽については適用されない。）

I 検査の概要

①検査内容

検査内容	外観検査	水質検査	書類検査
主な検査項目	<ul style="list-style-type: none">・設置状況・消毒の実施状況・悪臭発生状況・蚊ハエ等発生状況	<ul style="list-style-type: none">・水素イオン濃度・溶存酸素量・透視度・生物化学的酸素要求量	<ul style="list-style-type: none">・保守点検の実施状況・清掃の実施状況

② 指定検査機関（令和2年3月31日現在）

一般財団法人静岡県生活科学検査センター（焼津市塩津1番地の1）

③ 浄化槽法第7条検査料金（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

規模（人槽）	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
検査料金	11,500	11,500	14,500	18,000	19,500	21,500

④ 浄化槽法第11条検査料金（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

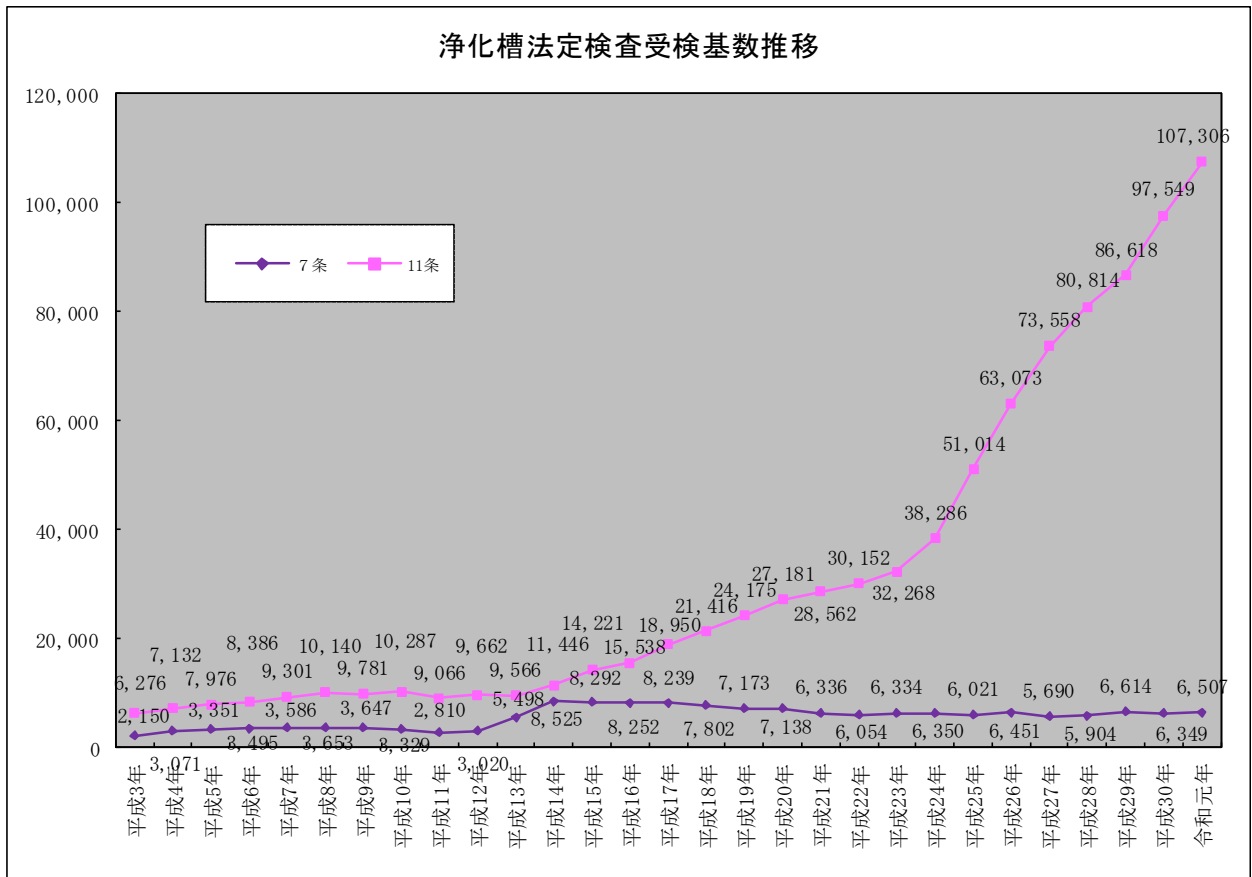
規模（人槽）	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
検査料金	5,800	6,500	9,500	13,000	15,000	17,000
口座振替の場合	5,300	6,000	9,000	12,500	14,500	16,500

II 検査実施状況の推移

① 年度別実施状況

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
7 条	実施件数	6,350	6,021	6,451	5,690	5,904	6,614	6,349	6,507
	実施率(%)	79.9	68.8	85.6	78.7	81.1	88.0	90.3	89.5
	不適正件数	129	178	199	158	208	267	281	319
	不適率(%)	2.0	3.0	3.1	2.8	3.5	4.0	4.4	4.9
11 条	実施件数	38,286	51,014	63,073	73,558	80,814	86,618	97,549	107,306
	実施率(%)	6.6	10.6	12.9	15.0	16.5	17.4	20.1	22.4
	不適正件数	518	1,087	1,587	1,697	2,156	2,673	3,124	3,308
	不適率(%)	1.4	2.1	2.5	2.3	2.7	3.1	3.2	3.1

② 実施状況の推移



Ⅲ 検査結果（令和元年度）

① 人槽区分別実施状況

(件)

人槽区分	5～10	11～20	21～50	51～200	201～ 500	501～	計
7条検査 (%)	6,177 94.9	89 1.4	189 2.9	34 0.5	13 0.2	5 0.1	6,507 100
11条検査 (%)	91,166 85.0	3,537 3.3	8,009 7.5	2,903 2.7	1,186 1.1	505 0.5	107,306 100

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

② 検査結果の内訳

(件)

	検査対象 件数	実施 件数	適正		おおむね適正		不適正	
			件数	%	件数	%	件数	%
7条 検査	7,272 (7,272)	6,507 (6,507)	5,534 (5,534)	85.0 (85.0)	654 (654)	10.1 (10.1)	319 (319)	4.9 (4.9)
11条 検査	479,967 (178,660)	107,306 (97,059)	76,925 (69,307)	71.7 (71.4)	27,073 (24,789)	25.2 (25.5)	3,308 (2,963)	3.1 (3.1)

* () 内は合併処理浄化槽

③ 保健所別検査結果

< 7条検査 >

	検査対象 件数	実施 件数	実施率 (%)	判定内訳	
				適正 おおむね適正	不適正
賀茂	149	144	96.6	131	13
東部	1,155	928	80.4	855	73
中部	2,055	1,947	94.7	1,879	68
西部	1,540	1,467	95.3	1,410	57
沼津市	287	219	76.3	203	16
富士市	493	507	102.9	480	27
静岡市	477	302	63.4	285	17
浜松市	1,118	993	88.9	945	48
計*	7,272	6,507	89.5	6,188	319

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

< 11条検査 >

	検査対象 件数	実施 件数	実施率 (%)	判定内訳	
				適正 おおむね適正	不適正
賀茂	20,237	3,207	15.8	3,101	106
東部	110,439	17,778	16.1	16,961	817
中部	132,094	29,402	22.3	28,464	938
西部	78,432	26,329	33.6	25,756	573
沼津市	20,197	2,641	13.1	2,541	100
富士市	24,624	8,147	33.1	7,919	228
静岡市	46,988	6,480	13.8	6,269	211
浜松市	52,150	13,322	25.5	12,987	335
計*	485,160	107,306	22.1	103,998	3,308

* 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しない項目がある。

④ 主な不適正内容

〔外観検査〕	7 条検査	11 条検査
(設置状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況 ・ 漏水の状況 ・ 浄化槽上部の状況 ・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況 ・ 内部設備固定状況 ・ 設置に係るその他の状況 	0 3 1 7 8 24	2 41 1 8 215 71
(設備の稼働状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況 ・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況 ・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況 ・ 膜モジュールの稼働状況 ・ 制御装置及び調整装置の稼働状況 ・ 生物膜又は活性汚泥の状況 ・ 設備の稼働に係るその他の状況 	1 3 1 0 0 0 0	281 86 19 0 28 0 0
(水の流れ方の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況 ・ 越流ぜきにおける越流状況 ・ 各単位装置内の水位及び水流の状況 ・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況 ・ 水の流れ方に係るその他の状況 	0 0 4 4 0	3 0 32 17 4
(使用の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な排水等の流入状況 ・ 異物の流入状況 ・ 使用に係るその他の状況 	0 0 0	5 0 0
(悪臭の発生状況)	0	0
(消毒の実施状況)	261	1, 546
(カ、ハエ等の発生状況)	0	0
〔水質検査〕	7 条検査	11 条検査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素イオン濃度 ・ 活性汚泥沈殿率 ・ 溶存酸素量 ・ 透視度 ・ 残留塩素濃度 ・ 生物化学的酸素要求量 	0 0 0 0 0 59	0 - 0 0 0 1, 780
〔書類検査〕	7 条検査	11 条検査
(保守点検記録 (使用開始直前の記録を含む)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録の有無 ・ 記録の内容 ・ 保守点検の回数 	14 0 0	34 0 18
(清掃記録) <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録の有無 ・ 記録の内容 ・ 清掃の回数 	- - -	894 0 12

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業

家庭の台所や風呂場などから排出される生活雑排水は、県内の主要河川等における汚濁負荷の大部分を占め、生活環境の悪化、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。

合併処理浄化槽の処理性能は下水道とほぼ同等であり、しかも容易に設置できるなどの利点を有し、生活雑排水対策に極めて有効な手段であることから、県では昭和62年度より、合併処理浄化槽設置整備事業（国庫補助事業）の創設と併せ助成を実施し、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

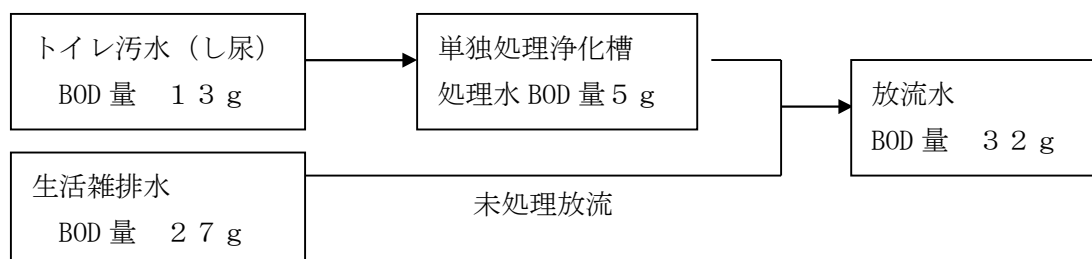
I 合併処理浄化槽の設置基数の推移

年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
総設置基数	156,917	163,163	168,610	175,436	181,599	188,930
新規設置基数	7,037	7,331	7,615	7,130	7,256	7,238
うち補助事業分	4,766	4,539	4,546	4,584	4,694	4,357
(補助事業分累計)	(99,073)	(103,612)	(108,158)	(112,742)	(117,436)	(121,793)

*補助事業分：各年度における市町村の助成基数（国庫補助対象となるもの）

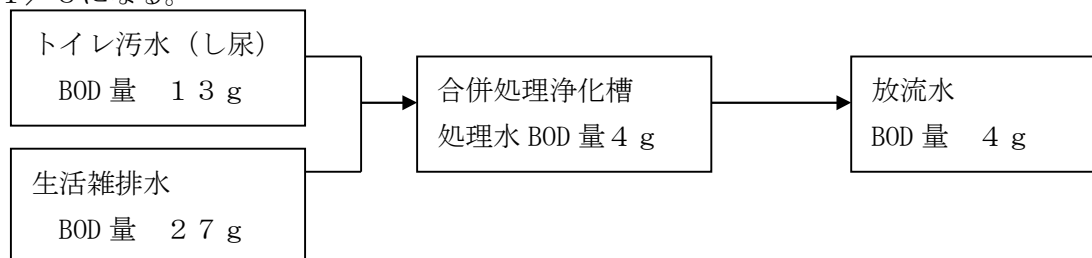
II 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の処理性能の比較

①単独処理浄化槽



②合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理するため、単独処理浄化槽に比べ、放流水の汚れは1/8になる。



*BOD：水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるのに必要な酸素量
のことで水質汚濁の指標として使用される。（単位：mg/l）

*BOD量：1人1日当たり排出する汚水の汚濁物質の総量をBODで示したもの。
BOD×1人1日当たり排水量。（単位：g/日・人）

Ⅲ 合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の概要

ア 国庫交付金制度の概要：個人設置型

- (ア) 補助対象 合併処理浄化槽の設置者に対し、補助事業を実施する市町村
- (イ) 補助率等 国庫補助基本額の $1/3$ (※ $1/2$)
- (ウ) 補助の対象となる合併処理浄化槽 (以下の a～b を満たしていること。)
 - a 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合しているもの
 - b BOD除去率90%以上、放流水 BOD₂₀ mg/l 以下の機能を有するもの

イ 国庫交付金制度の概要：市町村設置型

- (ア) 補助対象 自らが設置主体となって、合併処理浄化槽を整備する市町村
- (イ) 補助率等 設置費用の $1/3$ (※ $1/2$)
- (ウ) 補助の対象となる合併処理浄化槽 (以下の a～b を満たしていること。)
 - a 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合しているもの
 - b BOD除去率90%以上、放流水 BOD₂₀ mg/l 以下の機能を有するもの

※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用した場合。環境省が定める環境性能を満たす浄化槽を設置し、且つ単独処理浄化槽からの転換が1割以上あることが条件。

ウ 県費補助制度 (生活排水改善対策推進事業) の概要 (令和元年度)

- (ア) 補助対象 合併処理浄化槽の設置者に対し、国の補助金・交付金制度に基づき補助事業を実施する市町 (補助対象となる浄化槽の規模は50人槽以下)
- (イ) 補助率等
 - ①【個人設置型】設置するすべての浄化槽
補助単価の範囲内で市町が補助した額の $1/3 \times$ 補正係数
* 補正係数：過疎地域 1.0、(財政力指数) 県未満 0.6、県以上 0.4
新規設置の場合は上記補正係数にさらに 0.9 を乗じる
 - ②【個人設置型】既設単独処理浄化槽からの設置替え (付け増し補助)
 - a 一般付増し
(市町助成額－国庫補助基本額) $\times 1/2 \times$ 補正係数
ただし、国庫補助基本額の $1/8$ が限度
 - b 国の単独処理浄化槽撤去費助成制度活用
国が撤去費相当分として認める額の $1/3 \times$ 補正係数
* 補正係数：(財政力指数) 県未満 1.0、県以上 0.5
 - ③【市町村設置型】設置する浄化槽すべて (設置替え含む)
補助単価の範囲内で市町が実施した事業費から国庫補助額及び個人負担額を差し引いた額の $1/4 \times$ 補正係数
* 補正係数：過疎地域 1.0、(財政力指数) 県未満 0.6、県以上 0.4

IV 合併処理浄化槽の整備事業の実績

区分		年度				
		S 6 3	H元年	H 2	H 3	H 4
本県	補助市町村数	1市4町	6市15町	12市19町	15市23町	17市27町1村
	設置基数(基)	127	370	564	799	995
	県費補助額(百万円)	11	41	68	104	141
全国	補助都道府県数	35	41	45	45	47
	補助市町村数	214	484	774	1,124	1,410
	設置基数(基)	3,405	9,513	16,171	26,255	41,841
	国庫補助額(百万円)	524	2,070	3,209	5,022	8,541

区分		年度				
		H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
本県	補助市町村数	18市29町1村	19市28町1村	20市30町1村	21市30町2村	21市32町2村
	設置基数(基)	1,182	1,374	1,819	1,963	2,190
	県費補助額(百万円)	176	220	308	328	378
全国	補助都道府県数	47	47	47	47	47
	補助市町村数	1,680	1,828	1,948	2,037	2,133
	設置基数(基)	58,889	74,579	78,461	69,054	89,818
	国庫補助額(百万円)	15,578	16,570	18,025	14,613	15,777

区分		年度					
		H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
本県	補助市町村数	20市32町3村	20市34町3村	20市35町3村	20市38町3村	21市41町3村	20市43町3村
	設置基数(基)	2,231	3,135	4,260	6,475	6,278	6,258
	県費補助額(百万円)	261	361	96	393	372	369
全国	補助都道府県数	47	47	47	47	47	47
	補助市町村数	2,237	2,288	2,321	2,395	2,431	2,512
	設置基数(基)	113,975	91,363	99,829	140,590	114,295	124,644
	国庫補助額(百万円)	21,423	20,548	14,567	19,908	16,524	18,020

区分		年度					
		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
本県	補助市町村数	22市38町3村	21市18町	23市17町	20市17町	20市16町	20市12町
	設置基数(基)	6,303	5,971	5,612	5,587	5,247	4,981
	県費補助額(百万円)	373	302	259	216	202	196
全国	補助都道府県数	47	47	47	47	47	47
	補助市町村数	2,145	—	—	—	—	—
	設置基数(基)	113,855	—	—	—	—	—
	国庫補助額(百万円)	18,117	—	—	—	—	—

区分		年度					
		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
本 県	補助市町村数	21 市 10 町	21 市 10 町	20 市 10 町	20 市 10 町	20 市 10 町	20 市 11 町
	設置基数 (基)	4,978	5,055	5,182	5,334	4,766	4,539
	県費補助額 (百万円)	200	185	181	182	173	160
全 国	補助都道府県数	43	42	42	41	39	39
	補助市町村数	1,254	1,220	1,226	1,234	1,218	1,231
	設置基数 (基)	—	—	—	—	—	62,024
	国庫補助額 (百万円)	—	—	—	—	—	—

区分		年度					
		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1		
本 県	補助市町村数	20 市 11 町	20 市 11 町	20 市 11 町	20 市 10 町		
	設置基数 (基)	4,546	4,584	4,694	4,357		
	県費補助額 (百万円)	136	148	156	157		
全 国	補助都道府県数	39	39	40	40		
	補助市町村数	1,236	1,237	1,247	1,245		
	設置基数 (基)	60,516	58,132	54,910	51,667		
	国庫補助額 (百万円)	—	—	—	—		

※設置基数は各年度における市町村の助成基数（国庫補助対象）を計上。全国の17年度以降の実績は、補助金制度と2つの交付金制度の併せて3つの助成制度のため、集計データなし。

V 昭和62年度～令和元年度整備実績(基数)

市町村名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
1 静岡市	488	436	451	429	402	353	240	258	341	317	264	262	333	290	299	124	7,066
2 浜松市	279	939	764	673	686	671	665	812	839	843	789	794	899	848	843	825	13,736
3 沼津市	1	3	3	1	1	2	3	3	-	3	5	3	3	2	15	15	78
4 清水市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,748
5 熱海市	1	-	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12
6 三島市	52	52	58	50	19	27	40	48	47	34	28	14	25	84	43	18	855
7 富士宮市	230	200	200	200	220	200	201	200	242	238	217	180	158	137	157	160	4,824
8 伊東市	48	39	40	38	30	21	36	30	21	26	23	17	20	17	24	22	747
9 島田市	325	475	445	420	435	402	407	344	405	430	398	429	412	398	405	401	8,500
10 富士市	141	113	131	135	93	178	271	424	407	363	263	207	165	183	421	284	4,713
11 磐田市	180	200	207	200	173	200	200	147	110	143	140	108	86	80	75	95	3,155
12 焼津市	420	400	400	400	400	538	555	473	483	483	459	397	391	476	469	459	9,220
13 掛川市	337	463	439	564	493	465	408	524	438	553	439	450	399	354	315	290	9,101
14 藤枝市	406	403	397	370	311	343	423	379	437	379	395	411	373	447	405	423	7,898
15 御殿場市	175	181	211	175	173	168	161	157	164	202	230	172	180	134	131	116	3,929
16 袋井市	212	235	275	268	251	256	259	248	250	246	214	231	237	250	245	250	4,848
17 天童市	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	329
18 浜北市	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,502
19 下田市	46	20	11	11	8	15	13	6	3	13	12	13	9	12	10	8	619
20 裾野市	86	65	88	92	68	71	71	72	76	75	65	63	64	55	45	67	1,456
21 湖西市	204	164	135	138	139	130	143	117	126	123	118	114	109	123	130	125	3,174
22 伊豆市	54	47	36	30	25	33	40	38	35	30	34	17	15	23	20	20	497
23 御前崎市	53	68	39	50	48	36	48	39	76	112	104	125	154	157	117	115	1,341
24 菊川市	-	172	160	175	168	154	164	151	171	193	126	113	155	142	140	152	2,336
25 伊豆の国市	-	-	16	20	24	18	12	10	15	11	21	11	16	12	17	7	210
26 牧之原市	-	265	230	258	254	224	199	169	172	183	157	152	127	148	137	177	2,852
27 東伊豆町	51	46	54	49	44	43	34	45	28	15	13	5	7	1	3	1	601
28 河津町	52	56	35	49	53	56	31	85	39	18	7	9	5	1	2	8	812
29 南伊豆町	69	40	25	25	25	18	24	10	7	7	3	4	4	2	8	1	853
30 松崎町	32	35	35	25	28	21	22	18	25	20	15	12	13	7	12	10	610
31 西伊豆町	21	43	35	30	24	21	27	22	17	15	18	16	5	10	12	9	510
32 賀茂村	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87
33 修善寺町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
34 土肥町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68
35 函南町	51	42	46	29	29	19	19	6	17	13	17	8	7	9	18	10	595
36 長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	1	1	0	5
37 天城湯ヶ島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
38 韮山町	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	160
39 中伊豆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126
40 小山町	65	64	50	67	60	51	73	54	43	52	45	50	50	48	46	45	1,750
41 芝川町	80	53	38	38	32	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	960
42 富士川町	82	78	87	88	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,800
43 蒲原町	67	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	529
44 由比町	41	44	23	37	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	469
45 岡部町	66	61	61	76	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	878
46 大井川町	141	130	129	119	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,211
47 御前崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
48 相良町	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,021
49 榛原町	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	784
50 吉田町	110	112	107	112	119	87	98	88	70	90	56	76	64	65	64	64	1,741
51 金谷町	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	769
52 川根町	35	27	18	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	447
53 中川根町	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	611
54 本川根町	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	194
55 川根本町	-	43	42	34	24	20	30	22	15	30	20	19	18	15	9	13	354
56 大須賀町	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230
57 浜岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
58 小笠町	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	631
59 菊川町	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	908
60 大東町	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	328
61 森町	90	75	69	67	71	70	60	55	62	74	71	55	42	53	56	43	1,429
62 春野町	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	236
63 浅羽町	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116
64 福田町	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79
65 豊田町	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230
66 豊岡村	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144
67 龍山村	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99
68 佐久間町	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	211
69 水窪町	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
70 舞阪町	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
71 新居町	18	16	21	19	22	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224
72 雄踏町	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
73 細江町	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,385
74 引佐町	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	520
75 三ヶ日町	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	974
合 計	6,303	5,971	5,612	5,587	5,247	4,981	4,978	5,055	5,182	5,334	4,766	4,539	4,546	4,584	4,694	4,357	121,793
市町村数	22市 38町3村	21市 18町	23市 17町	20市 17町	20市 16町	20市 12町	21市 10町	21市 10町	20市 10町	20市 10町	20市 10町	20市 11町	20市 11町	20市 11町	20市 11町	20市 10町	-
県費 基 数	6,302	5,487	5,108	4,265	4,019	3,832	3,950	3,807	3,814	3,931	3,713	3,483	3,313	3,446	3,552	3,427	102,079
補助 額(千円)	372,564	301,588	259,036	216,314	202,093	196,301	199,673	184,985	181,432	181,881	173,381	159,505	135,995	148,462	156,091	157,212	6,854,213

※平成7年度実績には、繰越分(61基)を含まない。平成8年度実績に計上。

※平成8、9年度実績<>は市町村単独事業(県費補助有)で外数。

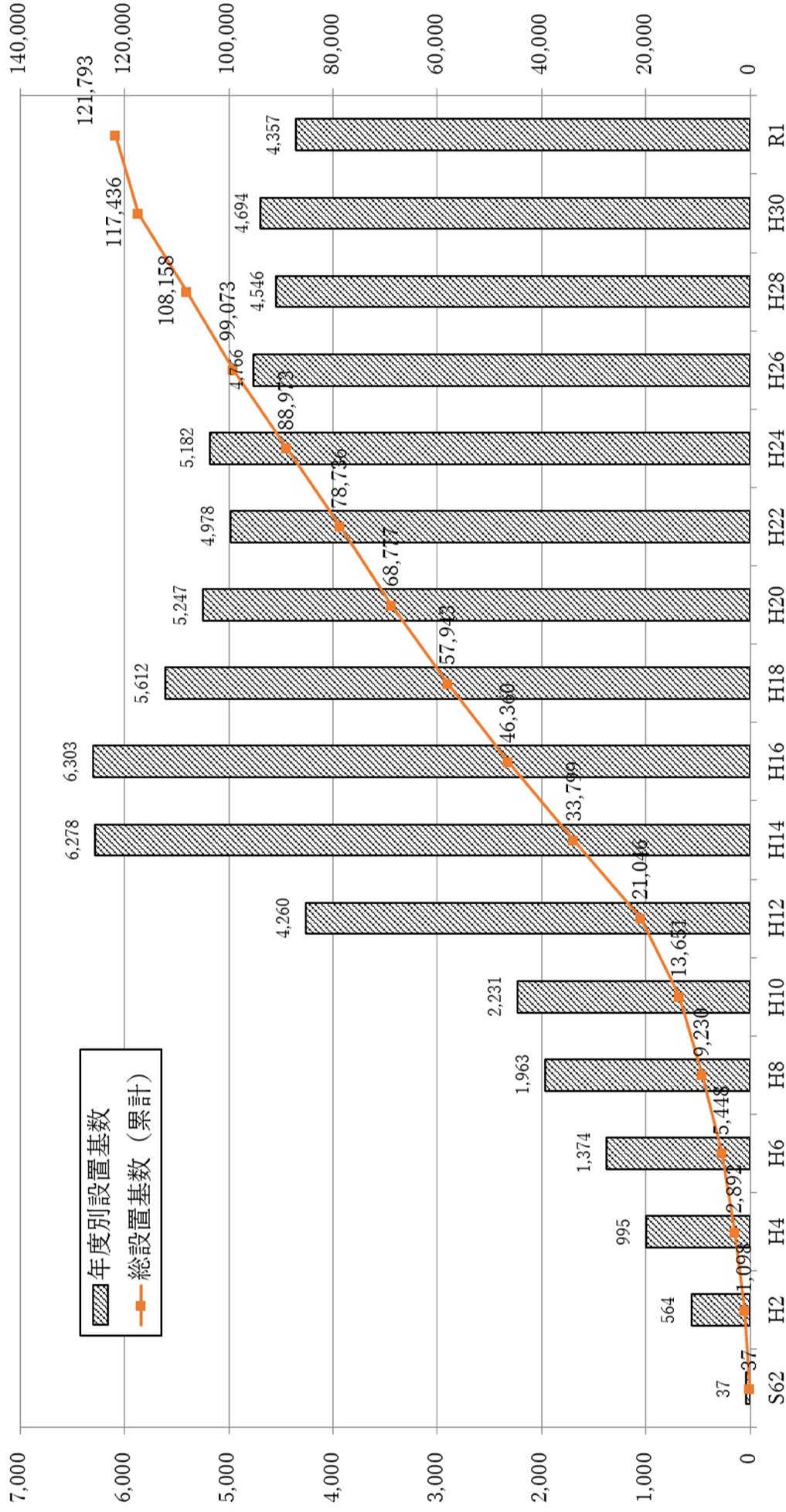
※平成12年度は県費補助対象を単独処理浄化槽からの付替えに限定。

※平成13、14年度実績()は次年度への繰越分で内数。

年度別設置
基数 (基)

合併処理浄化槽整備実績の推移

総設置
基数 (基)



年度

VI 令和元年度整備実績

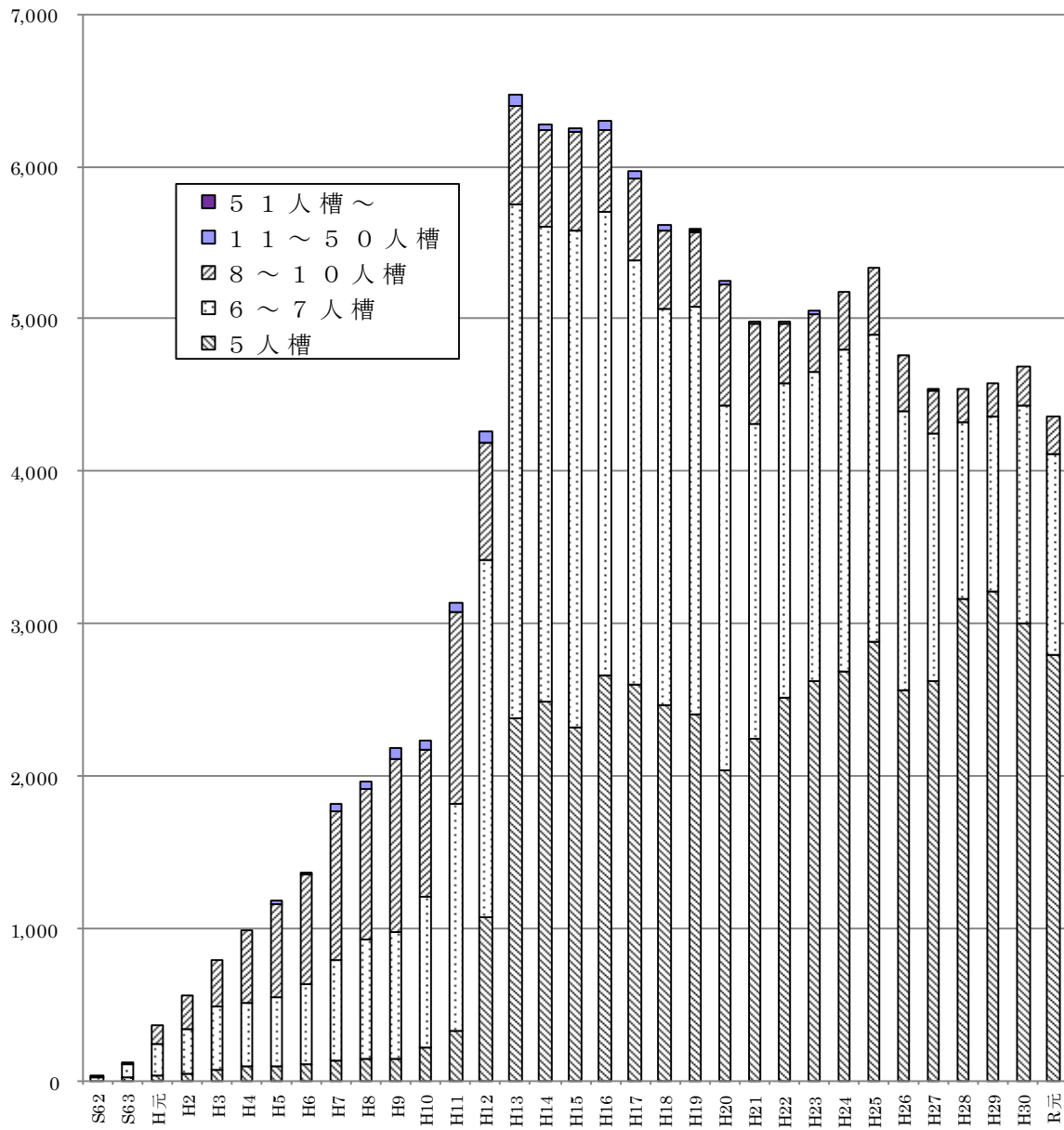
(単位：千円)

	事業主体	国庫等基数	国庫補助等額	県費新設基数	県費付替え(内数)	補正係数(転換)	県費補助額
1	静岡市	124	26,776				
2	浜松市	825	127,217				
3	沼津市	15	2,001	15	1	0.4	743
4	熱海市	0	0	0	0	0.4	0
5	三島市	18	2,262	18	2	0.4	869
6	富士宮市	160	19,214	179	14	0.4	8,233
7	伊東市	22	1,204	22	9	0.4	787
8	島田市	401	31,702	401	73	0.4、1.0	13,626
9	富士市	284	50,164	284	209	0.4	17,654
10	磐田市	95	10,513	95	5	0.4	3,806
11	焼津市	459	63,025	459	94	0.4	19,446
12	掛川市	290	47,990	290	17	0.4	13,193
13	藤枝市	423	35,268	423	135	0.4	16,334
14	御殿場市	(20)116	16,304	116	(15)36	0.4	2,778
15	袋井市	250	46,026	250	77	0.4	14,491
16	下田市	8	1,369	8	8	1.0	1,250
17	裾野市	67	4,225	67	2	0.4	1,526
18	湖西市	125	12,223	125	21	0.4	4,555
19	伊豆市	20	2,531	20	10	0.6、1.0	1,944
20	御前崎市	115	15,344	115	83	0.4	8,084
21	菊川市	152	14,164	152	23	0.4	5,827
22	伊豆の国市	7	437	7	0	0.4	235
23	牧之原市	177	28,271	177	40	0.4	8,279
24	東伊豆町	1	138	1	1	0.6	133
25	河津町	8	994	8	8	0.6	969
26	南伊豆町	1	110	1	1	1.0	110
27	松崎町	10	343	10	1	1.0	1,288
28	西伊豆町	9	1,074	9	4	1.0	1,217
29	函南町	10	637	10	2	0.4	234
30	長泉町	0	0	0	0	0.4	0
31	小山町	45	5,921	45	22	0.4	2,255
32	吉田町	64	7,661	64	2	0.4	2,769
33	川根本町	13	1,486	13	1	1.0	1,394
34	森町	43	5,302	43	6	0.6	3,183
	合 計	4,357	581,896	3,427	907		157,212

※ 国庫等基数欄の()内の数字は、当該年度に設置した浄化槽のうち市町村設置型で整備した浄化槽の基数

人槽区分別整備状況の推移

基数



年度

生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して補助する市町（静岡市及び浜松市を除く。以下同じ。）及び浄化槽を設置する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (2) この要綱において「浄化槽」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第130号、国水下水事第3号、環廃対発第1604202号農林水産事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官通知。以下「汚水処理交付金要綱」という。）別表1中3 浄化槽の要件に適合する浄化槽として交付金の交付の対象となるものであって、50人槽以下のもの
 - イ 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「循環型社会交付金要綱」という。）に基づく浄化槽設置整備事業又は浄化槽市町村整備推進事業として交付金の交付の対象となる浄化槽であって、50人槽以下のもの
- (3) この要綱において「国庫交付金要綱等」とは、汚水処理交付金要綱又は循環型社会交付金要綱をいう。
- (4) この要綱において「国庫交付基本額」とは、国庫交付金要綱等に基づく交付金の交付額の算出の基礎となる額として、国庫交付金要綱等の定めにより算定された額をいう。
- (5) この要綱において「単独処理浄化槽の撤去事業」とは、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「設置整備要綱」という。）第3又は浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第67号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「市町村整備要綱」という。）第3(3)に定める単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合に限る。）に該当し、建築確認を伴わないものをいう。
- (6) この要綱において「特例加算額」とは、単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合に、基準額の特例として国庫交付金の基準額に加算する額をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

- ア 浄化槽を設置する者に対して補助する市町に対し、当該補助に要する経費（国庫交付基本額（単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合は、特例加算額を減じた額とする。）を超える部分の経費を除く。）
- イ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当しない場合で、単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して国庫交付基本額を超えて補助する市町に対し、当該国庫交付基本額を超える部分の経費
- ウ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合
 - (ア) 単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して補助する市町に対し、その特例加算額
 - (イ) 単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える者に対して国庫交付基本額（特例加算額を含む。）を超えて補助する市町に対し、当該国庫交付基本額を超える部分の経費
- エ 浄化槽を設置する市町が、当該事業に要する経費（国庫交付基本額（単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合は、特例加算額を加えた額とする。）を超える部分の経費を除く。）

(2) 補助率（額）

- ア (1)アについては国庫交付基本額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）に別表1に掲げる係数を乗じて得た額（（単独処理浄化槽

を浄化槽に付け替える者以外の者に対してはさらに別表3に掲げる係数を乗じて得た額) 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) とする。

イ (1)イについては当該経費の10分の5以内とし、国庫交付基本額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を限度とする。

ウ 単独処理浄化槽の撤去事業に該当する場合

(ア) (1)ウ(ア)については当該経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

(イ) (1)ウ(イ)については当該経費の10分の5以内とし、国庫交付基本額(特例加算額を減じた額)に8分の1を乗じて得た額に別表2に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)から特例加算額に2分の1を乗じて得た額を減じた額を限度とする。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

エ (1)エについては国庫交付基本額から国庫交付金額及び個人負担額を減じた額に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表1に掲げる係数を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 経費所要額調書(様式第3号)

エ 歳入歳出予算(見込)書の抄本

オ 市町の補助金交付要綱(浄化槽市町村整備推進事業にあつては市町の条例)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付を決定する場合には、(1)から(3)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)及び(2)の事項中「知事」とあるのは、「市町長」と読み替えるものとする。

ア 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、市町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

イ 市町長の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがあること。

- ウ 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(4)のアの承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)のイにより市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第4号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更経費所要額調書(様式第3号)
- エ 歳入歳出予算(見込)書の抄本

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第5号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 経費所要額清算書(様式第3号)
- エ 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- オ 完成検査調書又はこれに代わるものの写し

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続き

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第6号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 書類の提出

この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、市町の所在地を管轄する健康福祉センターの長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

2 令和 2 年 3 月 12 日より前にそれぞれの様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの様式により提出された申請書等とみなす。

別 表 1

市 町 の 区 分	係 数
過 疎 地 域	1. 0
財政力指数が県財政力指数未満 (過疎地域を除く)	0. 6
財政力指数が県財政力指数以上	0. 4

注 1 過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の規定により過疎地域として公示されている市町又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。

2 財政力指数とは、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該事業年度前 3 箇年の平均値をいう。

別 表 2

市 町 の 区 分	係 数
財政力指数が県財政力指数未満	1. 0
財政力指数が県財政力指数以上	0. 5

注 財政力指数とは、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該事業年度前 3 箇年の平均値をいう。

別 表 3

新規設置にかかる補正係数	0. 9
--------------	------

4 ごみ・し尿の収集体制

(1) 市町の収集体制

令和元年度におけるごみの収集体制をみると、委託（組合を含む）のみが0市町、委託と許可の併用が9市町、他の26市町は直営、委託、許可を組み合わせた収集体制をとっている。

ごみの収集体制の推移

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
直 営	0	0	0	0	0
委 託	0	0	0	0	0
許 可	0	0	0	0	0
直 営 + 委 託	3	3	3	3	3
直 営 + 許 可	0	0	0	0	0
委 託 + 許 可	9	9	8	9	9
直営+委託+許可	2 3	2 3	2 4	2 3	2 3

一方、し尿の収集体制は、29市町において許可のみで行われている。

し尿の収集体制の推移

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
直 営	0	0	0	0	0
委 託	0	0	0	0	0
許 可	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9
直 営 + 委 託	0	0	0	0	0
直 営 + 許 可	2	2	2	2	2
委 託 + 許 可	4	4	4	4	4
直営+委託+許可	0	0	0	0	0

(2) 市町の委託・許可件数

令和元年度におけるごみの委託件数は374件、許可件数は843件となっている。
し尿の収集運搬委託件数は19件、収集運搬の許可件数は122件となっている。

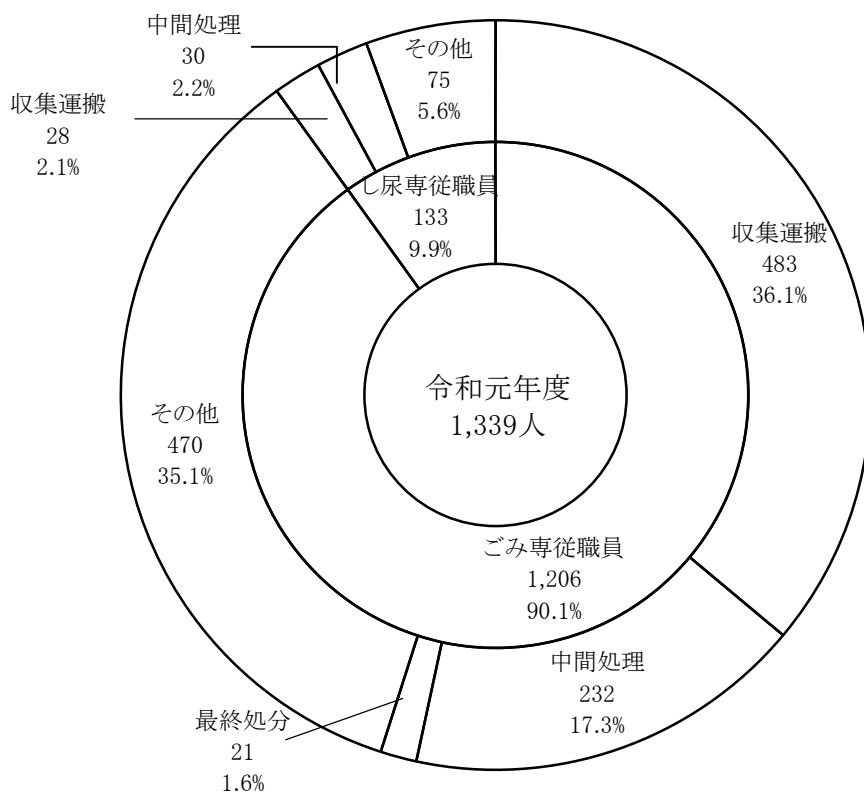
ごみ・し尿の委託・許可件数の推移

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	
ごみ	委 託	4 1 2	3 9 1	3 6 7	3 8 3	3 7 4
	許 可	8 7 1	8 5 8	8 5 5	8 4 4	8 4 3
し尿	委 託	2 1	2 4	1 9	2 4	1 9
	許 可	1 3 3	1 2 5	1 2 6	1 2 0	1 2 2

(3) 市町等の従事職員数

令和元年度における市町等の職員数は、ごみ関係が1,206人、し尿関係が133人となっている。このうち、収集運搬に従事する者は全体の38.2%(511人)を占めている。

ごみ・し尿の従事職員数の状況



ごみの従事職員数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
収集運搬	546	532	531	495	483
中間処理	246	238	211	215	232
最終処分	31	30	35	23	21
その他	472	475	487	456	470
合計	1,295	1,275	1,264	1,189	1,206

し尿の従事職員数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
収集運搬	31	32	31	1	28
中間処理	45	40	27	28	30
その他	76	70	75	81	75
合計	152	142	133	110	133

(4) 収集手数料

令和元年度における家庭ごみ（可燃ごみ）の手数料徴収は、18市町(19地区)で従量制によって行われている。

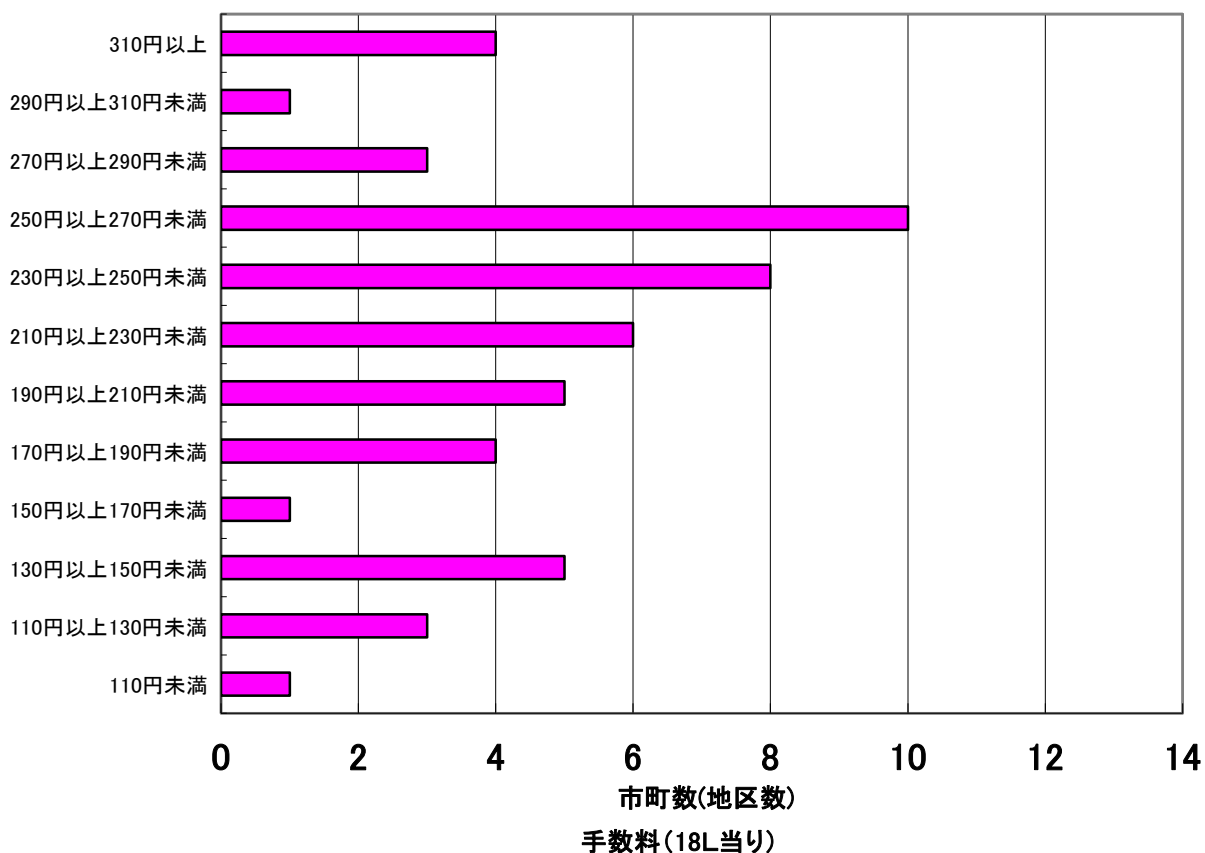
家庭ごみの手数料徴収状況（地区数）

区分 \ 年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
従量制	19	19	19	19	19
定額制	0	0	0	0	0
従量制+定額制	0	0	0	0	0
合計	19	19	19	19	19

※牧之原市のみ2地区

し尿の手数料は全市町で徴収されている。徴収は、主に従量制によって行われており、18L当たり105円から495円と市町(地区)によって徴収料金に大きな差がみられる。

し尿の手数料（従量制：18L当たり）



家庭系ごみの処理料金の徴収状況について

令和2年10月末現在

市町事務組合名	収 集 ご み	直 接 搬 入 ご み
1 静岡市		
2 浜松市	従：連絡ごみ（粗大ごみ）のみ品目に応じて310円、620円、930円、1,240円	従：連絡ごみ（粗大ごみ）のみ品目に応じて310円、620円、930円、1,240円
3 沼津市		従：車両最大積載量200kgまで1,240円 200kg超100kg毎620円加算
4 熱海市	従：10円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：60円/10kg
5 三島市		従：100円/10kg(但し100kgまで1,000円)
6 富士宮市		
7 伊東市	従：15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：30円/10kg
8 島田市		従：50kgまで無料 破碎を要するもの基本額300円+60円/10kg 破碎不要のもの基本額250円+50円/10kg がれき類は基本額550円+550円/100kg
9 富士市		
10 磐田市		従：可燃ごみ157円/10kg 不燃ごみ車両最大積載量0.5tまで520円、1.0tまで1,040円、1.5tまで1,570円、2.0tまで2,090円
11 焼津市		従：50kg超全量に対し146円/10kg（50kgまで無料）…*4
12 掛川市	従：17.8円/20L袋 22.0円/30L袋	従：50円/10kg+消費税相当額
13 藤枝市		従：50kg超全量に対し146円/10kg（50kgまで無料）…*4
14 御殿場市	従：可燃ごみ13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋 不燃ごみ13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋…*3	従：可燃ごみ10kg当たり40円10kg増すごとに40円（指定袋は無料）不燃ごみ10kg当たり200円10kg増すごとに200円（指定袋は無料）…*3
15 袋井市		従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg…*8
16 下田市	従：10円/15L袋、20円/30L袋、31円/45L袋、52円/75L袋	従：可燃ごみ70円/10kg、不燃ごみ200円/10kg(共に20kg以下1回100円)
17 裾野市		
18 湖西市	従：10円/20L袋 15円/30L袋	従：50円/10kg
19 伊豆市	従：10円/10L袋、15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：車両最大積載量200kgまで1,220円 200kg超100kg毎610円加算
20 御前崎市	従：20円/袋…*6	従：50円/10kg がれき類は300円/500kg…*6
21 菊川市	従：17.8円/20L袋 22.0円/30L袋	従：50円/10kg+消費税相当額
22 伊豆の国市	従：可燃ごみ 5円/15L袋、7円/30L袋、9円/45L袋 資源ごみ 4円/15L袋、6円/30L袋、8円/45L袋	従：指定袋を使用（指定袋以外の可燃ごみは10円/10kg）粗大ごみ無料
23 牧之原市(榛原地区)	従：可燃ごみ20円/袋…*5	従：51円/10kg…*5
牧之原市(相良地区)	従：20円/袋…*6	従：51円/10kg がれき類は300円/500kg…*6
24 東伊豆町		従：可燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
25 河津町		従：可燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
26 南伊豆町	従：14.9円/20L袋、20.5円/30L袋、30.8円/45L袋、51.4円/70L袋	従：70円/10kg（粗大ごみ200円/10kg）、10kg以下1回50円
27 松崎町	従：13.85円/15L袋、23.8円/30L袋、33.65円/45L袋、51.75円/70L袋	従：100kg未満無料 100kg以上250円+30円/10kg
28 西伊豆町	従：10円/15L袋、16円/30L袋、23円/45L袋	従：70円/10kg
29 函南町		従：300kgまで無料 300kg以上は40円/10kg
30 清水町		従：粗大ごみ 30kg以下200円、30kg超50kg以下300円、50kg超100kg以下500円、100kg超のものは50kg増すごとに300円加算
31 長泉町		
32 小山町	従：可燃ごみ13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋 不燃ごみ7円/10L袋 13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋	従：可燃ごみ10kg当たり40円10kg増すごとに40円（指定袋は無料）不燃ごみ10kg当たり200円10kg増すごとに200円（指定袋は無料）
33 吉田町	従：可燃ごみ20円/袋…*5	従：51円/10kg…*5
34 川根本町	従：15円/20L袋、30円/35L袋、40円/45L袋	従：100kg未満100円 100～500kg未満500円 500kg以上のものは100kg増すごとに100円加算
35 森町	従：可燃ごみ18.3円/袋（50cm×80cm）	従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg…*8
市町計	従量制：19市町	従量制：30市町
1 東河環境センター		従：可燃・不燃とも20kgまで100円10kg増すごとに30円増
2 伊豆市沼津市衛生施設組合		
3 御殿場市・小山町広域行政組合	従：可燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋 不燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：可燃ごみ 10kg当り40円10kg増すごと40円（指定袋は無料）不燃ごみ 10kg当り200円10kg増すごと200円（指定袋は無料）
4 志太広域事務組合		従：50kg超全量に対し146円/10kg（50kgまで無料）ただし10円未満は切り捨て
5 吉田町牧之原市広域施設組合	従：可燃ごみ20円/袋	従：51円/10kg
6 牧之原市御前崎市広域施設組合	従：20円/袋	従：51円/10kg がれき類は300円/500kg
7 掛川市・菊川市衛生施設組合		従：50円/10kg+消費税相当額
8 袋井市森町広域行政組合		従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg ただし、計算の結果生じる10円未満は切り捨て
9 中遠広域事務組合		
一部事務組合計	従量制：3一部事務組合	従量制：7一部事務組合

(注意) …*〇〇 の記載は、一部事務組合において手数料条例が制定されていることを意味する。

(注意) …指定袋の値段はごみ処理手数料込みの販売単価である。

事業系ごみの処理料金の徴収状況について

令和2年10月末現在

市町事務組合名	収 集 ご み	直 接 搬 入 ご み
1 静岡市(静岡地区)	従：208円/45L袋 93円/20L袋	従：110円/10kg(但し100kgまで1,100円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(清水地区)		従：110円/10kg(但し100kgまで1,100円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(蒲原地区)		従：110円/10kg(但し100kgまで1,100円、10円未満の端数切捨て)
静岡市(由比地区)		従：110円/10kg(但し100kgまで1,100円、10円未満の端数切捨て)
2 浜松市		従：125円/10kg びん・ペットボトルは31円/10kg
3 沼津市	従：100円/45L袋 45円/20L袋	従：車両最大積載量200kgまで1,240円 200kg超100kg毎620円加算
4 熱海市	従：10円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋、50円/75L袋	従：60円/10kg若しくは50円/75L袋
5 三島市	従：20円/10L袋、40円/20L袋、60円/30L袋、90円/45L袋	従：120円/10kg(但し100kgまで1,200円)
6 富士宮市		従：123円/10kg
7 伊東市	従：45円/35L袋、60円/45L袋、90円/70L袋	従：10kg当り60円
8 島田市		従：破碎を要するもの(再生利用可能な剪定枝除く)→基本額250円+250円/10kg、破碎不要のもの(再生利用可能な生ごみ除く)→基本額200円+200円/10kg、再生利用可能な剪定枝・生ごみ→基本額150円+150円/10kg
9 富士市		従：150円/10kg 剪定枝102円/10kg
10 磐田市		従：157円/10kg
11 焼津市		従：50kg超全量に対し144円/10kg(50kgまで無料)…*4
12 掛川市		従：150円/10kg+消費税…*7
13 藤枝市		従：50kg超全量に対し146円/10kg(50kgまで無料)…*4
14 御殿場市	従：可燃ごみ13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋 不燃ごみ13円/20L袋 20円/30L袋 30円/45L袋…*3	従：可燃ごみ10kg当たり80円10kg増すごとに80円(指定袋は無料)ビン・カン・ペットボトルのみ10kg当たり200円10kg増すごとに100円…*3
15 袋井市		従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg…*8
16 下田市	従：10円/15L袋、20円/30L袋、31円/45L袋、52円/75L袋	従：可燃ごみ70円/10kg、不燃ごみ200円/10kg(共に20kgまで1回100円)
17 裾野市	従：月100kgまで1,050円 10kg増すごとに110円	従：110円/10kg(但し100kgまで1,050円)
18 湖西市		従：120円/10kg
19 伊豆市	従：10円/10L袋、15円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋、50円/70L袋	車両最大積載量200kgまで1,220円 200kg超100kg毎610円加算
20 御前崎市		従：150円/10kg がれき類は1000円/500kg…*6
21 菊川市		従：150円/10kg+消費税…*7
22 伊豆の国市		従：指定袋を使用(指定袋以外の可燃ごみ10円/10kg)粗大ごみは50円/10kg
23 牧之原市(榛原地区)		従：156円/10kg…*5
牧之原市(相良地区)		従：156円/10kg がれき類は1010円/500kg…*6
24 東伊豆町		従：可燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
25 河津町		従：可燃共20kgまで100円、以降30円/10kg
26 南伊豆町	従：14.9円/20L袋、20.5円/30L袋、30.8円/45L袋、51.4円/70L袋	従：70円/10kg(粗大ごみ200円/10kg)、10kg以下1回50円
27 松崎町	従：13.85円/15L袋、23.8円/30L袋、33.65円/45L袋、51.75円/70L袋	従：100kg未満無料(100kg以上250円+30円/10kg)
28 西伊豆町	従：10円/15L袋、16円/30L袋、23円/45L袋	従：70円/10kg
29 函南町		従：75円/10kg(但し100kgまで750円)
30 清水町		指定処理施設への可燃ごみ月搬入量100kgごと1,100円
31 長泉町	従：50~100kg/月まで900円(100kg毎に900円加算)	従：100kgまで700円(100kg毎に700円加算)
32 小山町		従：可燃ごみ10kg当たり80円10kg増すごとに80円(指定袋は無料)
33 吉田町		従：156円/10kg…*5
34 川根本町		従：100kg未満100円 100~500kg未満500円 500kg以上は100円/100kg
35 森町		従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg…*8
市町計	従量制：13市町	従量制：33市町
1 東河環境センター		従：可燃・不燃とも20kgまで100円10kg増すごとに30円増
2 伊豆市沼津市衛生施設組合		
3 御殿場市・小山町広域行政組合	従：可燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋 不燃ごみ 13円/20L袋、20円/30L袋、30円/45L袋	従：可燃ごみ 10kg当り80円10kg増すごと80円(指定袋は無料)ビン・カン・ペットボトルのみ10kg当り200円10kg増すごと100円
4 志太広域事務組合		従：50kg超全量に対し146円/10kg(50kgまで無料)ただし10円未満は切り捨て
5 吉田町牧之原市広域施設組合		従：156円/10kg
6 牧之原市御前崎市広域施設組合		従：156円/10kg がれき類は1,010円/500kg
7 掛川市・菊川市衛生施設組合		従：150円/10kg+消費税相当額
8 袋井市森町広域行政組合		従：100kgまで73円/10kg 100kg超136円/10kg ただし、計算の結果生じる10円未満は切り捨て
9 中遠広域事務組合		
一部事務組合計	従量制：1一部事務組合	従量制：7一部事務組合

(注意) …*〇〇 の記載は、一部事務組合において手数料条例が制定されていることを意味する。

(注意) …指定袋の値段はごみ処理手数料込みの販売単価である。

5 処理施設等の整備

(1) 概要

ごみ、し尿の衛生処理を推進するためには、効率的な処理施設及び最終処分場(埋立処分地)の計画的な整備が必要である。

しかし、処理施設や最終処分場の建設は、住民理解を得るのが難しいケースが多いので、環境影響評価や環境保全対策を推進することと併せ、積極的な情報公開や広報等によって住民の理解を得ることが重要である。

(2) 国庫補助による施設整備

国では平成30年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画(2018年度～2022年度)に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備を図ることとしている。

廃棄物処理施設整備国庫補助事業におけるごみ処理施設等の整備に当たっては、平成10年10月に「ごみ処理施設構造指針」を廃止し、「ごみ処理施設性能指針」を、平成12年10月に「汚泥再生処理センター等の水処理施設に係る性能指針」を、同年12月に「廃棄物最終処分場性能指針」が、更に平成14年11月にし尿・浄化槽汚泥の海洋投入処分禁止措置に伴い「し尿・浄化槽汚泥高度処理施設性能指針」が策定されている。

市町村等は、廃棄物処理法による一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的かつ計画的な施設整備を行うこととなる。

平成16年度まで廃棄物処理施設整備費国庫補助金により施設整備に支援されていたが、平成17年度にこの国庫補助制度が廃止され、新たに循環型社会形成の推進に資する事業(施策パッケージ)に対する交付金制度が創設された。

平成18～21年度には、交付金制度の交付対象の拡大とメニューの統合や一部廃止が行われた。

平成22年度からは、基幹的設備改良事業と漂流・漂着ごみ処理施設の2つのメニューが、平成26年度からは、エネルギー回収型廃棄物処理施設と廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業の2つのメニューが、新たに追加された。

(3) 循環型社会形成推進交付金の概要

3Rの推進や広域的処理の観点から、循環型社会の形成を図ることを目的として、熱回収を行わない焼却施設等の循環型社会に相応しくない施設に対する補助金を廃止し、循環型社会の推進に資する施策パッケージに対する交付金制度が平成17年度に創設された。

ア 交付対象

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、離島地域、半島地域、山村地域、過疎地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積にかかわらず対象。

イ 交付対象事業者

地方公共団体及びPFI法第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村。

ウ 交付期間

循環型社会形成推進地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業を実施する年度から概ね5年以内(最大7年)。

エ 交付限度額

基本交付率は3分の1。但し、離島地域における一部事業に係る経費の交付率は2分の1。
(「エネルギー回収型廃棄物処理施設」「高効率ごみ発電施設」「高効率原燃料回収施設」で要領に定める設備等及び「廃棄物処理施設の基幹的改良事業(交付率1/2)」「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」等については2分の1)。

オ 循環型社会形成推進地域計画

交付金を受けようとする市町村は、環境省、県を含めた地域協議会※を必要に応じて開催し、意見交換を行ったうえで、次に掲げる事項を掲載した循環型社会形成推進地域計画を環境大臣に提出する。

(ア) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

対象地域、計画期間、基本的な方向

(イ) 循環型社会形成推進のための現状と目標

一般廃棄物等の処理の現状、一般廃棄物等の処理の目標

(ウ) 施策の内容

発生抑制、再使用の推進、処理体制、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策

(エ) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(オ) 交付期間

(カ) 計画のフォローアップと事後評価

※市町村の自主性を高めるため、平成21年1月27日から以下のとおり手続きが簡素化された。

①地域協議会開催の義務付けを廃止

②一般廃棄物処理計画中に施設整備に係る具体的な立地計画が位置づけられている場合は、地域計画に代えることができる。

カ 事後評価

市町村は、交付対象期間の終了後に地域計画の目標達成状況等について評価を行い、公表するとともに環境大臣へ報告する。

キ その他

ごみ焼却施設を施設する場合には、施設の広域化・集約化、PFI等の民間活用、一般廃棄物会計基準の導入、廃棄物処理の有料化について、検討することが新たな交付要件として追加となった。(平成31年4月1日から適用)

交付対象事業一覧表(令和元年度)

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収型廃棄物処理施設	
3. エネルギー回収推進施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	
4. 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	
5. 高効率原燃料回収施設 (平成23年度以前に着手し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度に実施している場合に限る。)	
6. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	
7. 最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	
8. 最終処分場再生事業	
9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	
10. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)	施設の新設、増設に要する費用
11. 漂流・漂着ごみ処理施設	
12. コミュニティ・プラント	事業に要する経費
13. 浄化槽設置整備事業	
14. 浄化槽市町村整備推進事業	施設の新設、増設に要する費用
15. (省略:沖縄県のみ交付対象)	
16. (省略:沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	
17. (省略:沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	
18. 施設整備に関する計画支援事業	
19. 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画の策定のために必要な調査等に要する費用

ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち、サテライトセンターについては、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、一般廃棄物会計基準の導入及び廃棄物処理

の有料化等について検討を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

- ウ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- エ. 上記イ.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上(規模により異なる。)の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- オ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限る。
- カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料(RDF)化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料(RDF)利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。
- キ. ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料(RDF)化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」(H15.12.25 環境省通知)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ク. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」(H18.6.9 環境省通知)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- ケ. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上(規模により異なる。)施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力300t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。
- コ. 上記ケ.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。
- サ. 高効率原燃料回収施設については、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000 Nm³/日以上)のメタンガス化施設を整備するものに限る。メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。
- シ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置(移動式を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。
- ス. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- セ. 最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業で

あって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

- ソ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率 1/3)については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の離島地域等についてはこの限りではない。)、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。
- タ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)については、ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設及び交付要綱第3第1項の離島地域等についてはこの限りではない。)、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。
- チ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則とし当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。
- ツ. 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。
- テ. 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定に係る事業とは、別に定める「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」に適合する廃棄物処理施設の総合的な長寿命化計画を策定するために地域単位での総合的な調整の観点を踏まえた上で必要な調査等を行うものである。

- ・ 3. エネルギー回収推進施設及び4. 高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限る。
- ・ 5. 高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度以前に着工し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度以前に実施している場合に限る。
- ・ 10. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)は、北海道、沖縄県、離島地域及び奄美群島以外のごみ焼却施設については、平成26年度以前に着工し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。